

介護保険制度に関するその他の課題について

厚生労働省老健局

目次

- 1. 身寄りなし高齢者への対応と権利擁護について 2
- 2. 高齢者虐待防止の推進について 26
- 3. 介護現場におけるリスクマネジメントについて 41
- 4. 介護保険制度に関するその他の課題に係る主な論点について 50

1. 身寄りなし高齢者への対応と権利擁護について

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援

- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

※ 当該地域共生社会の在り方検討会議の内容は福祉部会で議論。その議論の状況は介護保険部会にも随時報告（特に赤字部分）

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所(R7予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業を構成する事業（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

② 地域包括ケアシステムにおける相談支援等の在り方について

論点

(地域で求められる相談機能のあり方、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの役割分担について)

- 医療ニーズが高い高齢者や、認知症の高齢者・単身・夫婦のみ高齢者世帯の増加を踏まえて、医療・介護を始めとする地域の高齢者を支える多様な関係機関との連携を進めながら、地域において必要な相談機能を確保するため、どのような方策を進めていくべきか。
- 居宅介護支援事業所は個別支援に重点、地域包括支援センターは地域全体の支援に重点といった役割分担の在り方や、こうした取組を進めるための方策について、どのように考えるか。特に、現在ケアマネジャーがやむを得ず実施している法定業務以外の業務に関する地域の関係者における協議の在り方について、どのように考えるか。

(居宅介護支援事業所の役割を踏まえたケアマネジャーの専門性の発揮)

- こうした今後の相談支援のニーズも踏まえて、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに求められる専門性についてどのように考えるか。また、こうした専門性が発揮されるよう、必要となる人材の確保、職責に見合う処遇の確保等のあり方、業務負担の軽減の方策(業務範囲の整理、ICTの活用等)、法定研修の在り方等についてどのように考えるか。

(地域包括支援センター及び地域ケア会議の在り方について)

- 地域包括支援センターが、地域における医療・介護の連携の強化や、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族等に対する切れ目のない支援を行うため、具体的な方策についてどのように考えるか。
- 今後、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族等に対する切れ目のない支援を行うための協議の場として、市町村が設置する「地域ケア会議」が果たすべき役割についてどのように考えるか。

(主任ケアマネジャーについて)

- これらの居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに求められる機能を踏まえて、主任ケアマネジャーに期待される役割や、そうした役割が発揮されるための方策についてどのように考えるか。

(※) 独居高齢者等も含めた利用者への切れ目のない支援のための地域づくりの推進や、意思決定支援の体制づくりについては、地域共生社会の在り方検討会議(社会・援護局)における議論を踏まえつつ、今後の部会において議論。

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（身寄りのない高齢者等関係）

2. 身寄りのない高齢者等への対応

（1）身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

【現状・課題等】

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれている中、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題に関する相談対応を受け止める窓口がなく、こうした相談対応を受け止める機能が必要とされている。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、相談窓口の在り方の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 従来の介護・障害・こども・生活困窮者の支援体制に加えて、権利擁護や住まいの支援体制の整備が必要となる中、身寄りのない高齢者等の支援のための窓口を新設することは、既存の相談窓口に屋上屋を重ねる感があり、そうした人的資源が各自治体にあるとも思えない。こうした複数の支援体制を活用し、地域固有のニーズや資源に照らして、身寄りのない高齢者等の相談支援や複数の支援体制相互の協働・連携をどのように図るかが課題。
 - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える課題に対応する包括的な相談・調整窓口は、既存の事業との役割の重複を避けるため、既存の事業との一体的な整備を視野に入れた発展が模索されることが望ましい。
- 等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既に各領域（介護、障害、生活困窮等）で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいてその相談を受け止めつつ、関係者・関係機関の協働・連携の中で、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるよう人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（身寄りのない高齢者等関係）

2. 身寄りのない高齢者等への対応

（3）身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

【現状・課題等】

- 身寄りのない高齢者等を地域で支えていくには、地域の関係機関等のネットワークを構築し、支えていく必要があるが、一方で、既に自治体においては、介護、障害、生活困窮、権利擁護支援等での枠組み（地域ケア会議・（自立支援）協議会・生活困窮の支援会議・権利擁護支援の地域連携ネットワーク等）のほか、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや居住支援協議会等のプラットフォームが多数存在している。

【検討会議での意見等】

- この点について、検討会議においては、既存のプラットフォームを活用することで、身寄りのない高齢者等を地域で支える体制を構築することが考えられるとの指摘があった。

【対応の方向性】

- こうした点を踏まえ、地域において、身寄りのない高齢者等をネットワークで支えていくため、市町村に既に存在する類似の協議会やプラットフォームを活用して、支援方策の議論を進めていくための具体的な実施方法を国において示すべきである。その際、身寄りのない高齢者等の支援を行う上で、法律の専門家をはじめとする連携が必要となる主な関係機関²⁵を国において示し、参画を促す必要がある。

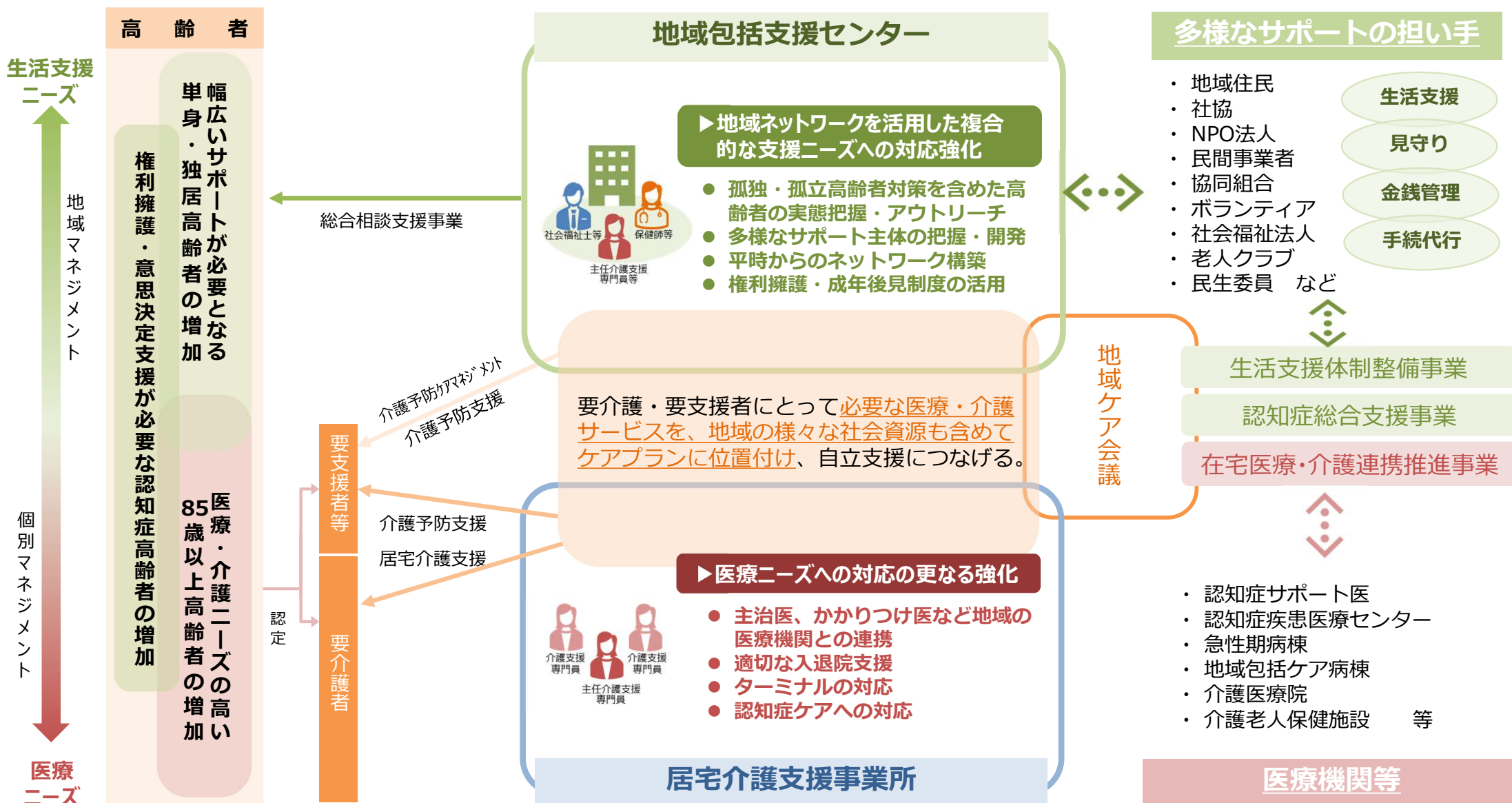
25 「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人つながる鹿児島/令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）においては、身寄りのない高齢者等の課題や対応を協議する場を設定する事例が報告されているが、協議の場に参画した関係機関としては、行政機関や社会福祉協議会の他、弁護士、司法書士などの司法関係者、医療・介護関係者、葬儀会社、金融機関等があげられている。

複合的な課題を抱える高齢者の増加に対応するための 相談体制・ケアマネジメント体制の整備

社会保障審議会
介護保険部会
(第117回)

資料 1

令和7年2月20日



複合的な課題を抱える高齢者の増加に対応するための 相談体制・ケアマネジメント体制の整備

社会保障審議会
介護保険部会
(第117回)

資料 1

令和7年2月20日

2040年に向けて、地域で求められることが想定される相談機能

- 医療・介護ニーズの高い85歳以上高齢者に対する専門的な支援：退院支援や認知症ケアパスにおける医療・介護の連携のハブとして
- 認知症になっても希望をもって暮らすことができる社会の実現：権利擁護や成年後見制度などの利活用促進による尊厳の保持
- 家族構成・生活スタイル・住まい方の変化や価値観の多様化への対応：地域住民や多様な主体との連携による地域づくりの促進

地域包括支援センター

【地域マネジメント：ネットワーク、社会資源の創出】

- ・ 地域における医療・介護の連携強化や、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族等への切れ目のない支援が必要。

このため、地域で暮らす高齢者の関心事や多様な主体による活動状況の把握、地域のネットワーク構築など、地域づくりの推進が必要。

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業などの事業間連動を深めるとともに、市町村が設置する「地域ケア会議」に主体的に関与していくことが必要。

⇒ 地域づくりの具体的な方策をどのように考えるか。
市町村が設置する「地域ケア会議」が果たすべき役割についてどのように考えるか。

居宅介護支援事業所

【個別的支援：個々の利用者へのケアマネジメント】

- ・ ケアマネジャーは、かかりつけ医等、医療を含む地域の関係者との関係構築、尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担うことが重要であり、専門性が発揮できるような環境整備が必要。

⇒ 居宅介護支援事業所のケアマネジャーや主任ケアマネジャーに求められる専門性についてどのように考えるか。

また、人材の確保、職責に見合う処遇の確保、業務範囲の整理、ICTの活用、研修の在り方の見直し等の取組を進める方策についてどのように考えるか。

地域ケア会議の推進

社会保障審議会
介護保険部会
(第117回)

資料 1

令和7年2月20日

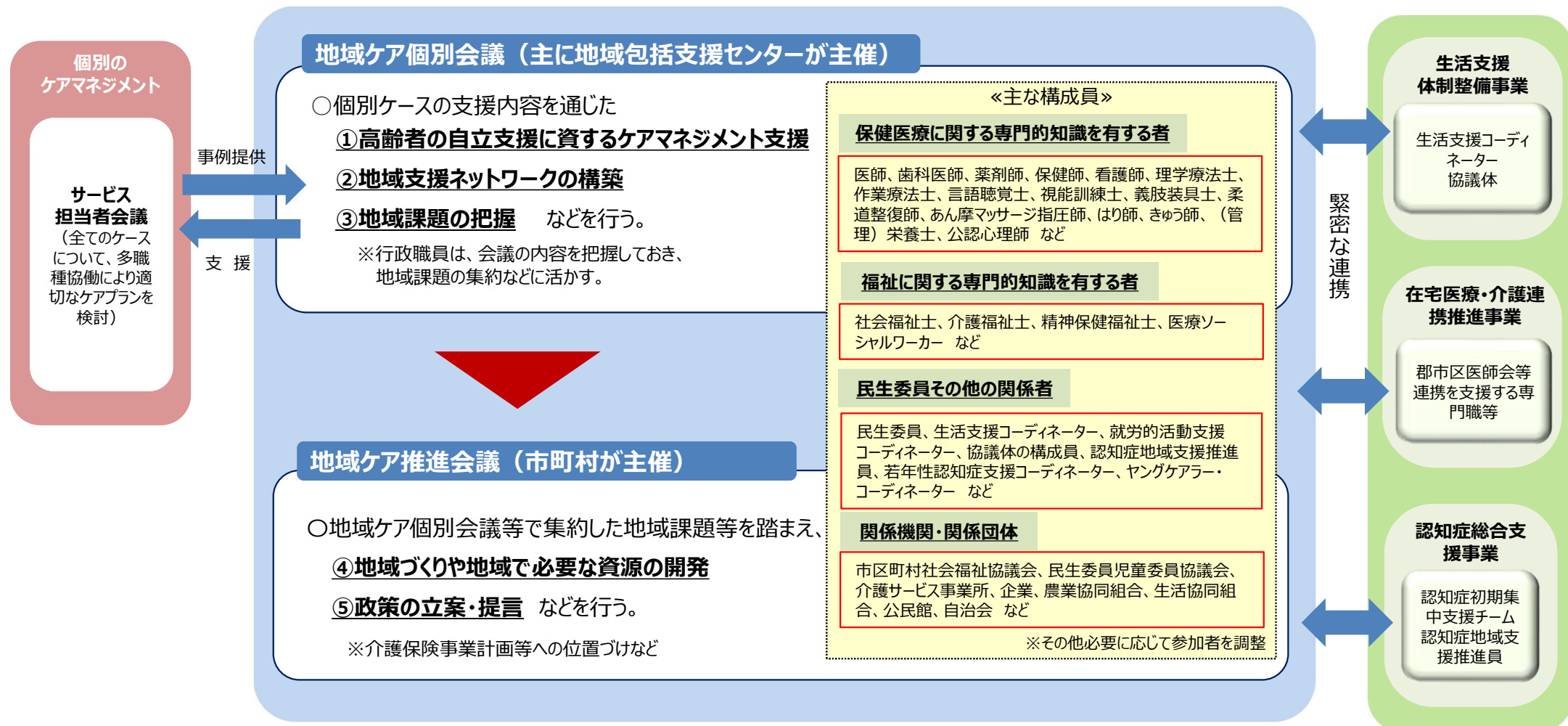
地域ケア会議は、

○地域包括支援センター等において、多職種協働による個別ケースの検討等を行い、ケアマネジメント支援、地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を行い、

○市町村は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていく。

※地域ケア会議の実施にかかる費用については、包括的支援事業（社会保障充実分）に係る費用として計上

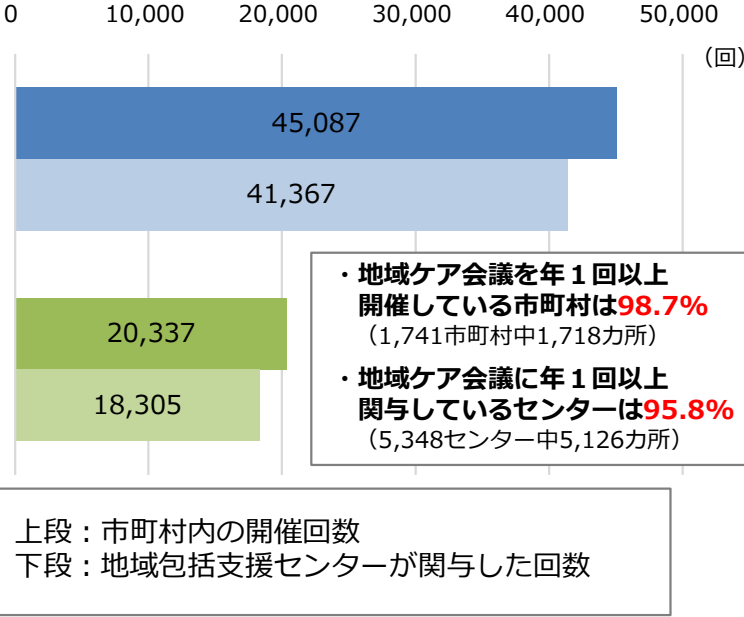
＜地域ケア会議の全体像＞



地域ケア会議の開催状況

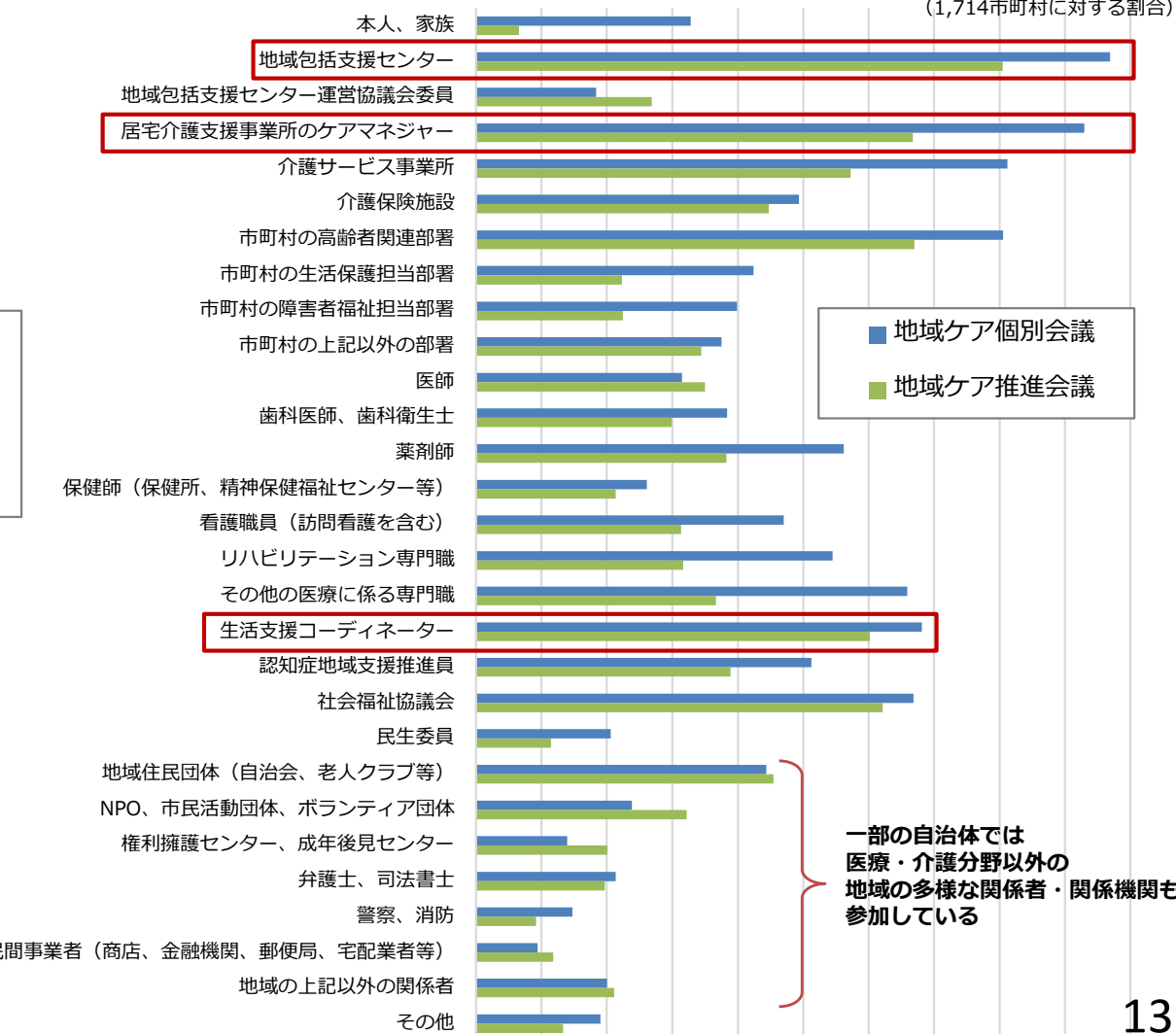
- 地域ケア会議は**98.7%の市町村**で開催されており、個別支援について話し合う**地域ケア個別会議**、個別支援から見出された地域課題について話し合う**地域ケア推進会議**のいずれも、その多くが**地域包括支援センターの関与のもと**実施されている。
- 地域ケア会議には、**地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所のケアマネジャー**をはじめ、地域の多様な関係者・関係機関が参加している。また、**生活支援コーディネーターの参加は約7割**である。

地域ケア会議の年間延べ開催回数



- 地域ケア会議を年1回以上開催している市町村は**98.7%**
(1,741市町村中1,718カ所)
- 地域ケア会議に年1回以上関与しているセンターは**95.8%**
(5,348センター中5,126カ所)

地域ケア会議の参加者・機関



	地域ケア個別会議	地域ケア推進会議
1 市町村あたり (1,741市町村)	平均25.9回/年	平均11.7回/年
1 センターあたり (5,438カ所)	平均7.7回/年	平均3.4回/年

地域ケア推進会議における庁内連携の状況（令和元年度調査）

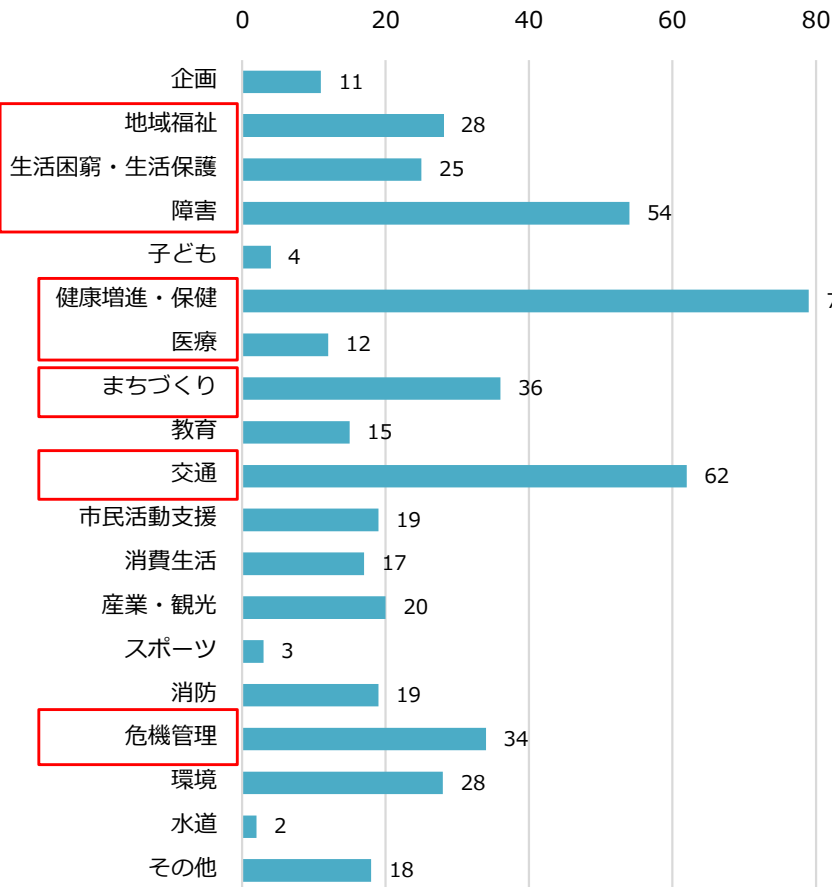
社会保障審議会
介護保険部会
（第117回）

資料 1
一部
改変

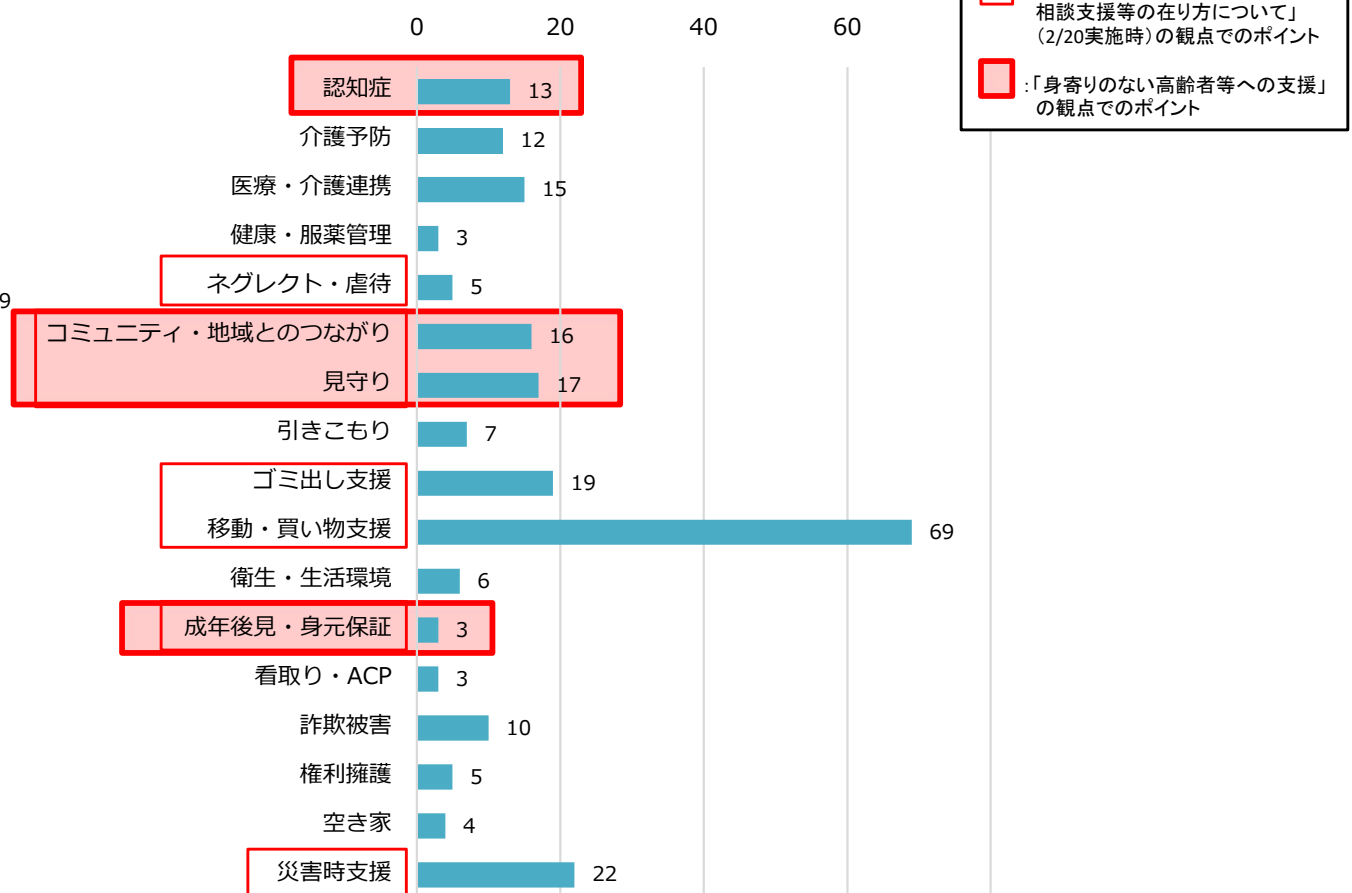
令和7年2月20日

- 地域ケア推進会議における庁内連携先として、障害や生活困窮などの**福祉分野**、**保健医療分野**、**交通分野**といった、高齢者の健康や生活支援に関係する部署が挙げられていた。**まちづくり**や**危機管理**などの市町村施策全般に係る部署とも連携している。
- 庁内連携のテーマは、移動・買い物などの**生活支援**が多い。また、**ネグレクト・虐待**、**成年後見・身元保証**といった複雑な課題を抱えるケースへの対応、**地域とのつながり・見守り**、**災害時支援**といった様々な関係者の連携を必要とするものもみられる。

地域ケア推進会議で連携している部局
(n=302市町村)



地域ケア推進会議での庁内連携のテーマ
(n=302市町村)



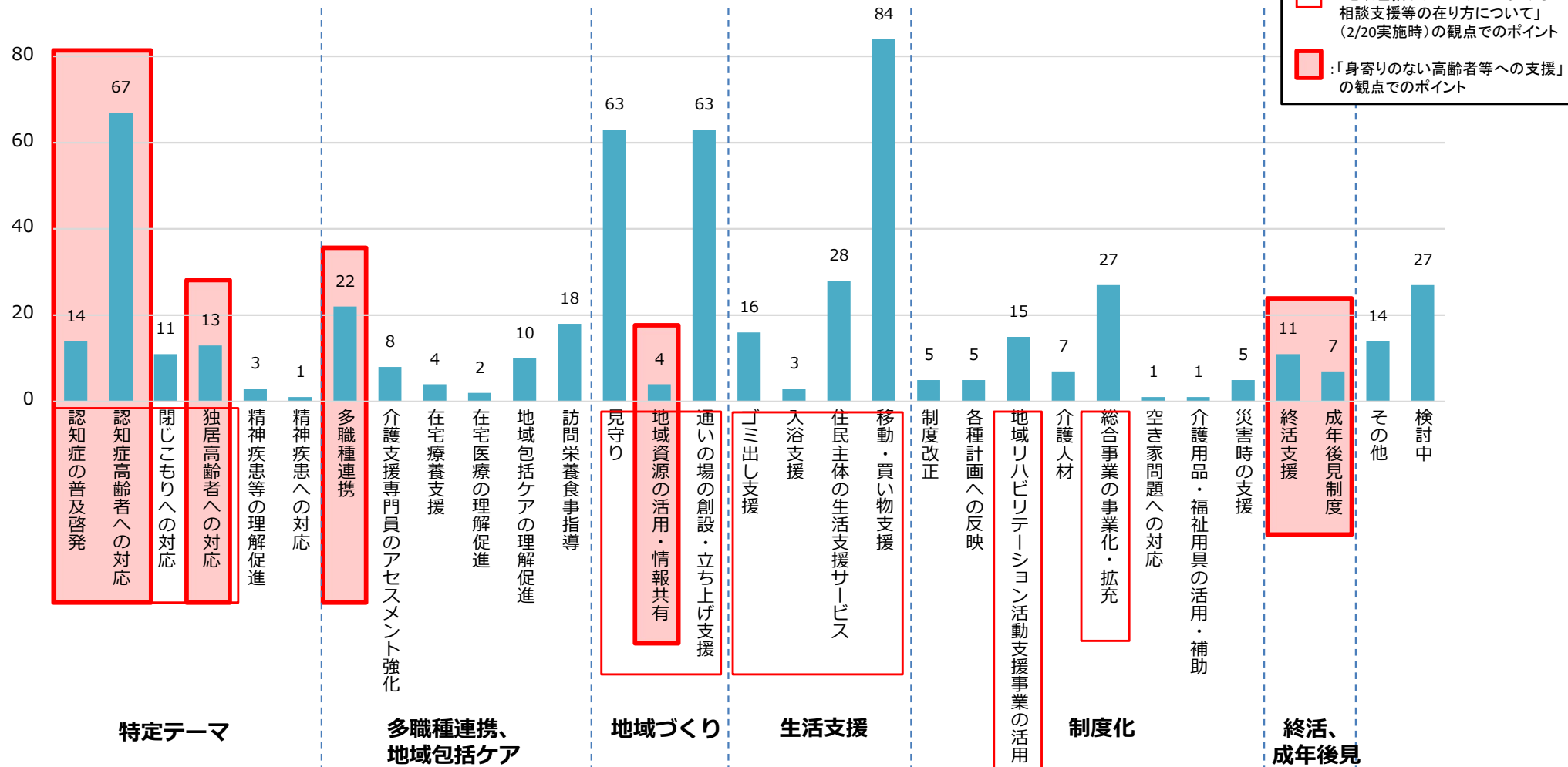
地域ケア推進会議を通じた資源開発・政策形成（令和元年度調査）

社会保障審議会
介護保険部会
（第117回）
令和7年2月20日

資料1
一部
改変

- 地域ケア推進会議を通して資源開発・政策形成につながったテーマとして、**認知症、閉じこもり、独居高齢者**などの課題への対応、**見守りや通いの場**といった地域資源への働きかけ、**移動・買い物支援**などの生活支援が挙げられていた。
- 総合事業の事業化・拡充や地域リハビリテーション活動支援事業の活用など事業間連携にも寄与している。

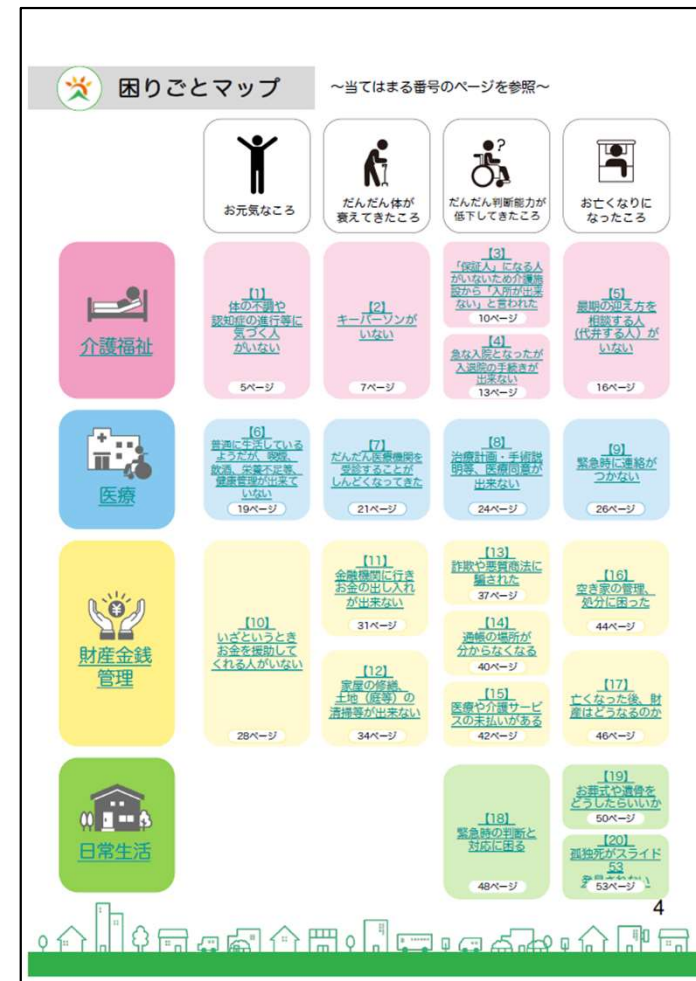
資源開発・政策形成につながった事例やテーマ（n=342市町村）



身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例①

地域包括支援センター・ケアマネジャー主導型の取組（兵庫県朝来市）

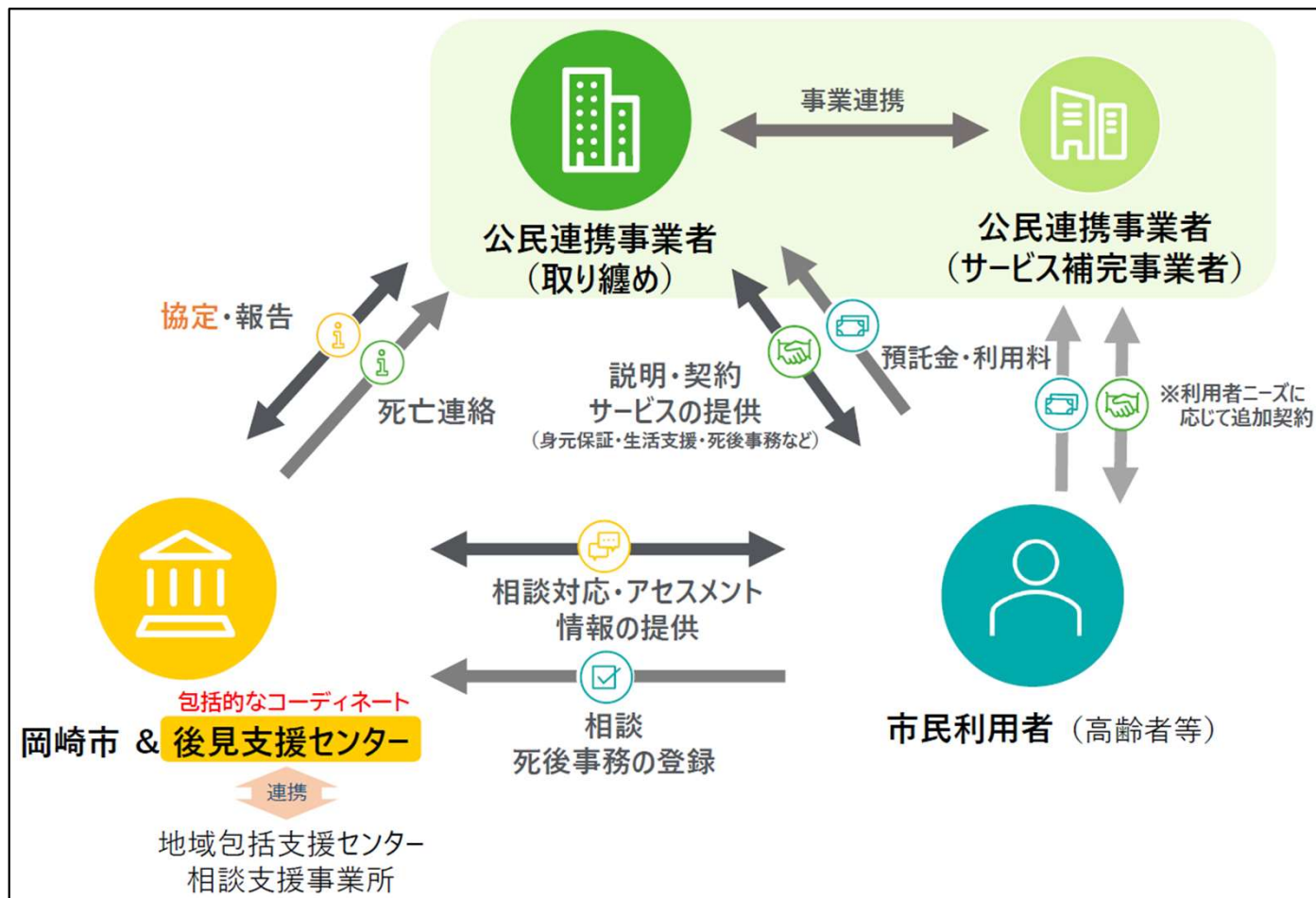
- ・ ケアマネジャーの困りごとの中から身寄りのない高齢者への支援が地域課題として挙がり、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が中核となって、身寄りのない高齢者に関する課題を検討するワーキングを地域ケア会議の中に設置。
- ・ 主任ケアマネジャー、司法書士、医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等の多分野の関係者による議論を経て、「身寄りのない人を支える資源マップ」を作成。困りごとに応じた制度・資源の例や活用ポイントが整理されており、相談支援時に活用。



身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例②

官民連携型の取組（愛知県岡崎市）

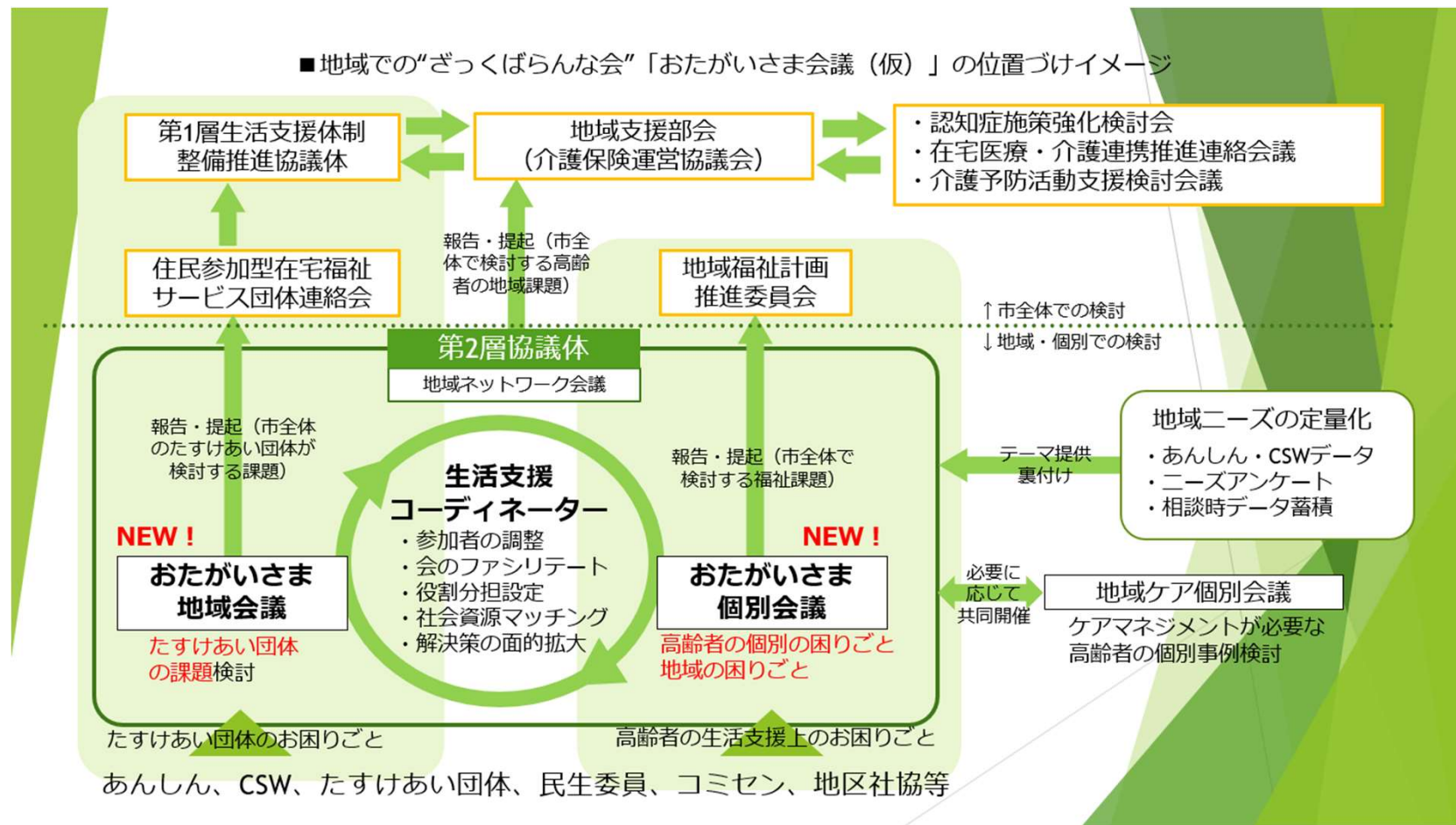
- 多様化する社会課題や市民ニーズに対応するため、公共サービスを行政のみでなく、民間事業者等を含めた多様な担い手との連携による良質かつ効率的なサービスの提供を目指し、金融機関をコアメンバーとする「岡崎市SDG s 公民連携プラットフォーム」を設置。
- 終末期の支援をパッケージで提供するため、本プラットフォームのスキームを活用し、「終活応援事業」を創設。
- 居住支援法人や法律事務所、司法書士事務所母体の法人、葬儀社などの民間事業者と岡崎市とで協定を締結し、市民の求めに応じて必要なサービスの情報を提供。



身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例③

住民主体型の取組（島根県出雲市）

- ・ 独居高齢者や身寄りのない高齢者の増加に伴い、生活支援ニーズに応じていくためのボランティアの役割の重要性や、たすけあい活動を通じた社会参加・介護予防としての効果にも着目。
- ・ 地域の住民間で高齢者等を支え合う互助団体が市内に17団体存在し、家事支援や通院付添い等の活動を実施（利用料500～1400円／時）。
- ・ こうした団体の強みを活かしつつ、今後の担い手確保などの課題に対応できるよう、市が団体の連絡会や地域ケア会議を連動させる体系を整備し、住民主体団体の取組を支援するとともに、SCを中心とした高齢者等にかかる個別課題解決の場づくりを推進。



第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

第5回成年後見制度利用促進会議

資料1

令和7年3月25日

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)に基づき、令和4年3月に閣議決定された**第二期成年後見制度利用促進基本計画**(計画期間:令和4年度～令和8年度)では、**基本計画の中間年度(令和6年度)においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされている。**

○このため、令和4年度以降、**成年後見制度利用促進専門家会議**に第二期計画中間検証の準備に関するWGを設置するなどして検証を実施。
令和7年3月に**中間検証報告書**を取りまとめ、**成年後見制度利用促進会議(法務・厚労・総務大臣)**に報告。

中間検証に係る経緯等

○第13回専門家会議(令和4年5月)

⇒「第二期計画中間検証の準備に関するWG」を設置

- ・総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ
- ・成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ
- ・地域連携ネットワークワーキング・グループ

○第二期計画中間検証の準備に関するWG(令和4年9月～令和6年2月)

⇒意見交換・ヒアリング等を実施(計11回)

※令和5年3月に第14回専門家会議を開催し、WG検討結果・取組状況等の報告

○第15回～第17回専門家会議(令和6年3月～10月)

⇒WG検討結果・取組状況等の報告、中間検証に係る意見交換等

○第18回・第19回専門家会議(令和6年12月～令和7年2月)

⇒中間検証報告書案について意見交換

中間検証報告書の取りまとめ(令和7年3月)

成年後見制度利用促進会議に報告

成年後見制度利用促進専門家会議・委員

(◎委員長 ○委員長代理)

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 青木 佳史 | 弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長 |
| ○新井 誠 | 中央大学研究開発機構教授、日本成年後見法学会理事長 |
| 太田 稔彦 | 愛知県豊田市長 |
| 大塚 晃 | JDDnet(日本発達障害ネットワーク)政策委員 |
| 上山 泰 | 新潟大学法学部教授 |
| ◎菊池 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授 |
| 久保 厚子 | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会顧問 |
| 河野 俊嗣 | 宮崎県知事 |
| 込山 正秀 | 静岡県小山町長 |
| 櫻田 なつみ | 一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構理事 |
| 住田 敦子 | 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長 |
| 瀬戸 裕司 | 医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長 |
| 中村 健治 | 社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域共生社会推進部長 |
| 永田 祐 | 同志社大学社会学部教授 |
| 西川 浩之 | 司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長 |
| 野澤 和弘 | 一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長(教授) |
| 花俣ふみ代 | 公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事兼埼玉県支部代表 |
| 星野 美子 | 公益社団法人日本社会福祉士会理事 |
| 水島 俊彦 | 弁護士、日本司法支援センター(法テラス)本部常勤弁護士 |
| 馬渡 直史 | 最高裁判所事務総局家庭局長 |
| 山下 純司 | 学習院大学法学部教授 |

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

第5回成年後見制度利用促進会議

資料 1

令和7年3月25日

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)

今後の対応

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的考え方の整理 (R4)
- ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
- ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- ・ 後見等事務報告書式の見直し (R7. 4開始)

(3) 不正防止の徹底と利用しやすいことの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
- ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- ・ 受任者調整に関する手引きの作成
- ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

(3) 不正防止の徹底と利用しやすいことの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

第5回成年後見制度利用促進会議

資料1

令和7年3月25日

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村(R6.4)
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討(R6.6～)
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施(R4.12)

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人(R6.4)
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人(R6.4)
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出(R5.5)

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村(R6.4)
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県(R6.4)

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県(R6.4)

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の

判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

- 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

法定後見の開始の要件、効果等、 法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

- 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。

成年後見人等の解任（交代）等

新たな解任事由を設ける案などを検討

- 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

任意後見人の事務の監督開始の 申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

- 令和6年4月～ 部会において調査審議
- 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング
- 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）
（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

- 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**
（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案**

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ **本人の意見を重視すべきであることを明確に**することを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案

乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、**新たな解任事由**を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が**本人の意思を尊重することの内容**（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を**明確に**することを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ **本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認める**など任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって**成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確に**する案を引き続き検討

2. 高齢者虐待防止の推進について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、面会制限) ③成年後見制度の首長申立	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ①事実確認※1 ②権限の適切な行使※2 ①権限の適切な行使※2 ②措置等の公表 ※1 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた任意調査、介護保険法に基づく実地指導・監査 ※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

介護保険制度の見直しに関する意見

(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会) (抄)

(高齢者虐待防止の推進)

- 高齢者の住まいの形態が多様化している状況を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等、高齢者が利用する施設等に対して、指針の整備など虐待防止措置を適切に講じてもらうための方策を講じることを含め、虐待防止対策を推進していくことが適当である。
- 高齢者虐待の件数が高止まりしていること等を踏まえ、都道府県・市町村における、相談支援や調査研究等に係る体制整備を促すことを含め、地域における高齢者虐待に係る対応力の一層の強化のための方策を講じることが適当である。また、国においても、虐待における重要なリスクの一つと言われている認知症との関係も含め、虐待防止を推進するための一層の調査研究を推進することが適当である。
- 適切な手続を経ていない身体的虐待に当たる身体拘束が依然として発生している状況を踏まえ、在宅サービスにおける身体拘束の適正化を図るための介護報酬上の取扱いや身体拘束を要しない介護技術の普及を含め、正当な理由がない身体拘束の防止のための方策を検討することが適当である。また、養護、被養護の関係にない者からの虐待事案が発生していることを踏まえ、「養護者」に該当しない者からの虐待防止のための方策を講じることを適当である。
- また、介護サービス事業所・施設の職員や家族などに対する介護の心理的負担の軽減は、高齢者虐待防止の観点からも有益であり、推進していくことが重要である。

第9期計画の基本的な指針における高齢者虐待防止に関する基本的事項

第9期計画の基本指針では、高齢者虐待が増加傾向であるなか、高齢者虐待防止対策の推進が急務であり、地方公共団体におけるPDCAサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備が求められている。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現

八 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行された平成十八年度以降、増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため、次に掲げる[地方公共団体におけるPDCAサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備が重要](#)である。

1 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

（一）広報・普及啓発

高齢者虐待の対応窓口となる部局（相談通報窓口）の住民への周知徹底、地方公共団体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等へ的高齢者虐待防止法等についての周知、地方公共団体独自の対応マニュアル等の作成等を行うこと。

（二）ネットワーク構築

早期発見・見守り、保健医療サービス及び福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークを構築すること。

（三）庁内連携、行政機関連携

成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等並びに措置を採るために必要な居室の確保等に関する関係行政機関等との連携及び調整を図ること。

2 養護者による高齢者虐待への対応強化

適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言等を行い、発生した[虐待の要因等を分析し、再発防止](#)に取り組むことが重要である。また、[養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止](#)にも取り組むことが重要である。

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化

都道府県と市町村が協働して養介護施設従事者等による虐待の防止に取り組むことが重要である。養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」などとなっており、養介護施設等に対して、老人福祉法や法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への[適切な事業運営の確保を求めることが重要](#)である。また、令和三年度介護報酬改定によって、法に規定する介護サービス事業者においては、①虐待防止委員会の開催、②指針の整備、③研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和六年四月一日から義務化されたところであり、これらの事業者だけでなく、[サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、虐待防止対策を推進していくことが重要](#)である。

令和6年度 介護報酬改定

高齢者虐待防止の推進

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（高齢者虐待防止措置）が講じられていない場合に、基本報酬を減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）する。

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。

（参考）高齢者虐待防止措置

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体的拘束等の適正化の推進

- 短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）する。

※1年間の経過措置期間を設ける。

（参考）身体的拘束等の適正化のための措置（新たな義務付けは下線部）

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化ための研修を定期的を実施すること。

- 訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付ける。

（参考）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1・2（略）

3 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

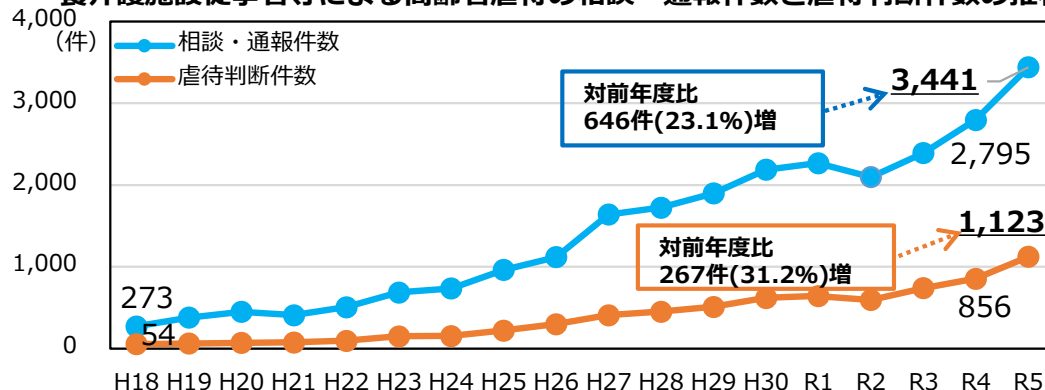
4 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5・6（略）

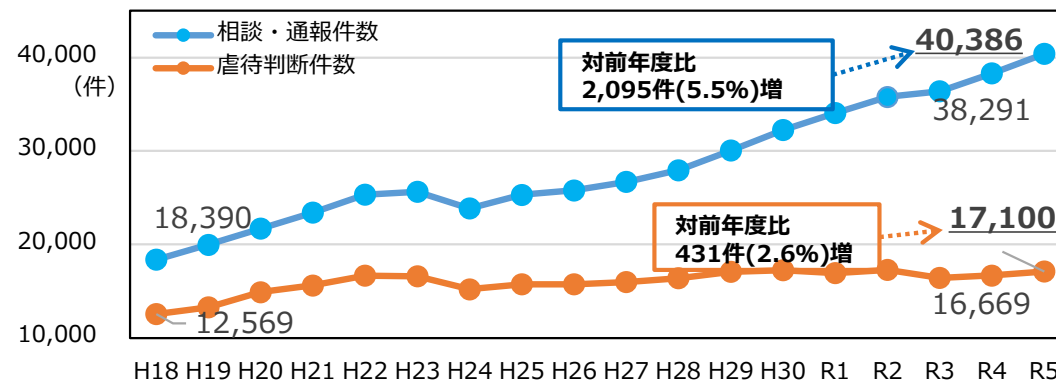
高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和5年度）

- 国においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を、平成19年度より毎年度実施している。
- 直近の令和5年度調査結果によると、
・「養介護施設従事者等（※1）による虐待」は、相談・通報件数が3,441件（対前年度比646件増）、虐待判断件数が1,123件（同比267件増）であり、いずれも過去最多で3年連続増加、※1 介護サービスの業務に従事する者
・「養護者（※2）による虐待」は、相談・通報件数が40,386件（同比2,095件増）、虐待判断件数が17,100件（同比431件増）であり、相談・通報件数は過去最多で11年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等
- 相談・通報及び施設等の虐待判断件数の増加要因については、令和3年度の運営基準改正における高齢者虐待防止措置（委員会の設置、指針の整備、研修の定期的な開催、担当者の配置）の義務付けによる取組の進展や、自治体による相談・通報窓口の周知により通報の必要性が定着してきていること、介護施設等での虐待事案の増加などが考えられる。
- 全虐待事案が通報に至るよう、潜在化している虐待を早期に発見する取組と、虐待を未然に防止する取組が重要。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（28.7%）、当該施設管理者等（16.7%）、 家族・親族（15.2%）	警察（34.3%）、介護支援専門相談員（24.8%）、 家族・親族（7.5%）
虐待の種別	身体的虐待（51.3%）、心理的虐待（24.3%）、 介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）	身体的虐待（65.1%）、心理的虐待（38.3%）、 介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足（77.2%）、 職員のストレス・感情コントロール（67.9%）、 職員の倫理観・理念の欠如（66.8%）	被虐待者の認知症の症状（56.4%）、 虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（54.8%）、 虐待者側の理解力の不足や低下（47.7%）
虐待等による死亡事例	5件（5人）	27件（27人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（31.3%）、有料老人ホーム（28.0%）、 認知症対応型共同生活介護（13.9%）	（主な虐待者の続柄） 息子（38.7%）、夫（22.8%）、娘（18.9%）

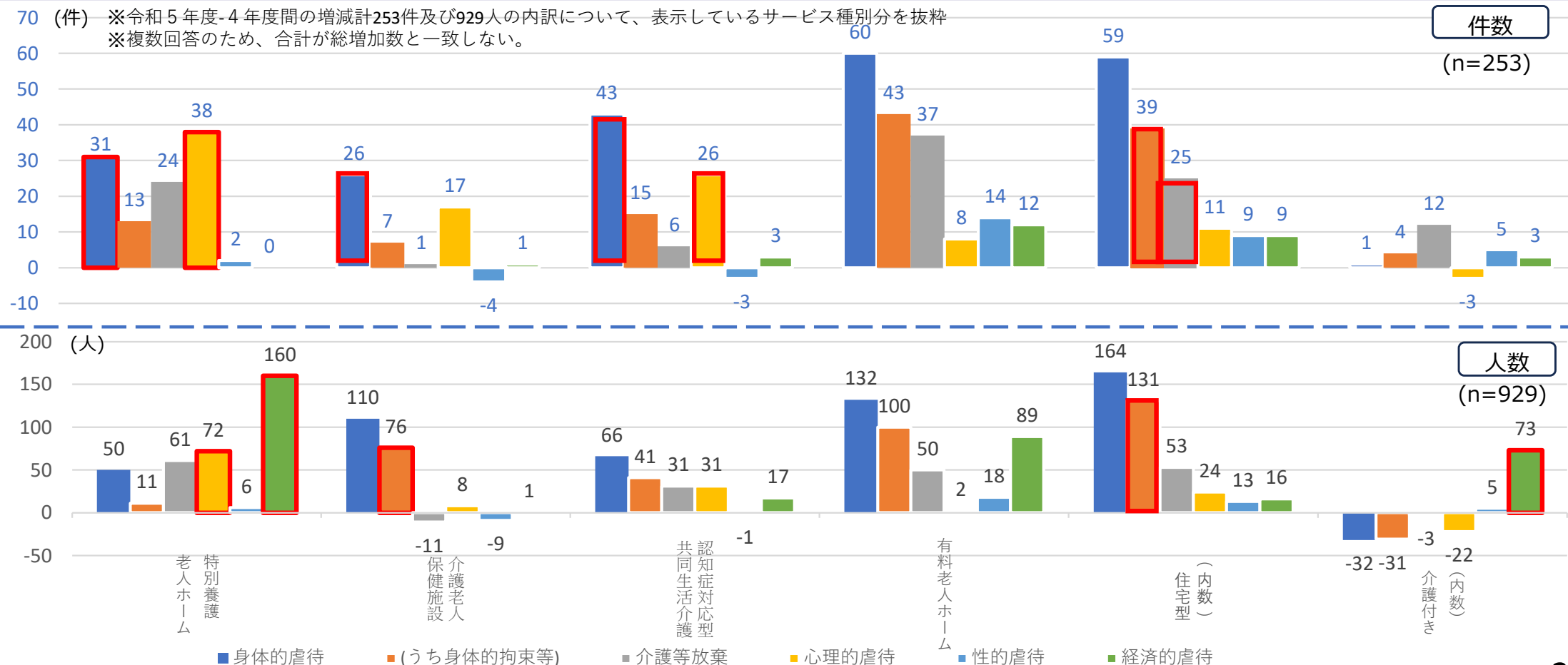
主な養介護施設等における虐待種別ごとの発生状況（前年度との比較）

○ 虐待種別ごとの虐待判断件数を前年度と比較すると、**特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護では身体的虐待や心理的虐待が増加している**。また、有料老人ホームのうち、**住宅型有料老人ホームにおいて、適正な手続きを経していない身体的拘束等や介護等放棄が増加している**。

○ 虐待種別ごとの被虐待者数を前年度と比較すると、**特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、介護老人保健施設と住宅型有料老人ホームでは身体的拘束等が、介護付きホームでは経済的虐待が増加している**

（参考）なお、サービス種別と虐待類型の関係※を年次推移で見たとき、特養をはじめとする介護保険施設における**身体的虐待の判断件数は、介護報酬改定により高齢者虐待防止措置を義務化した令和3年の前後3年間平均でみると、減少傾向にある**（平成30年度～令和2年度平均65.30%→令和3年度～令和5年度平均51.97%）。

（※：平成30年度～令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より



養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の相関関係

養護者

件数

社会保障審議会
介護保険部会（第117回）

令和7年2月20日

資料3
P5

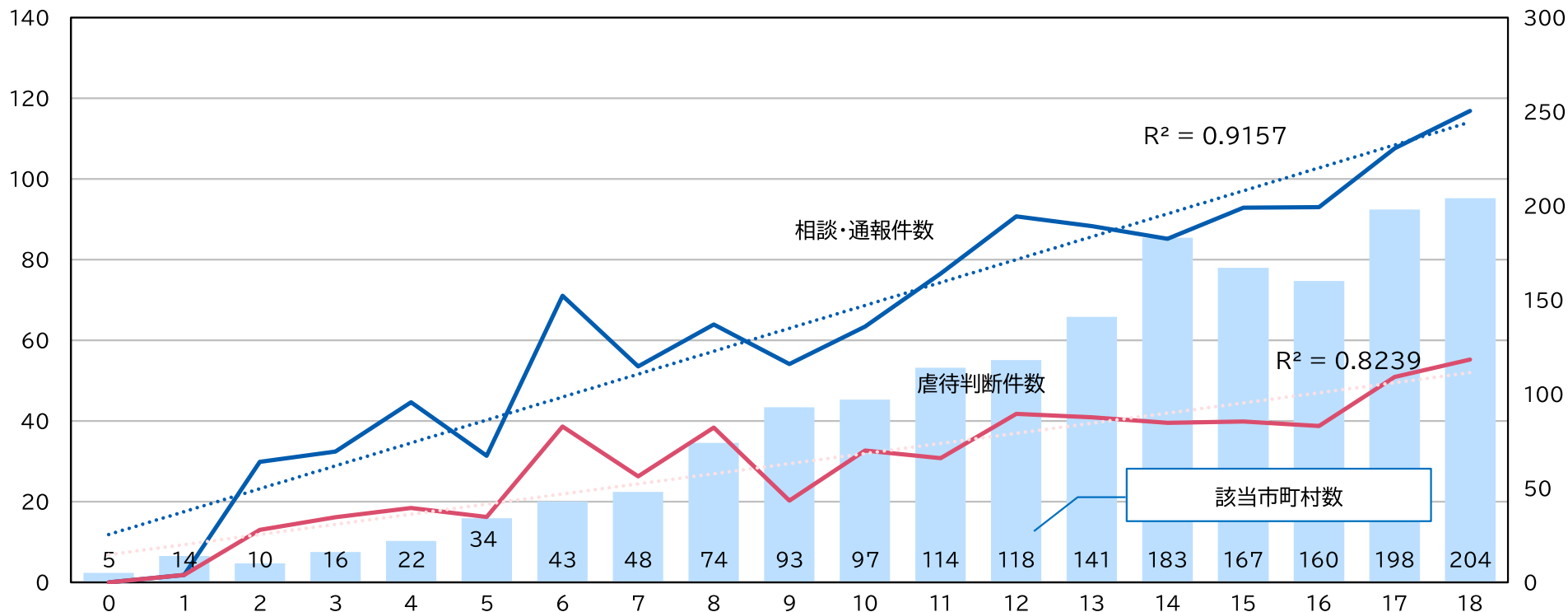
○ 養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係をみると、**取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの相談・通報件数及び虐待判断件数も多く**、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。

* 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村・都道府県における体制整備の相関関係はみられていない。

養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係

件数(高齢者人口10万人あたり)

市区町村数



市町村の体制整備取組状況(取組種別の数)

都道府県における体制整備

○高齢者権利擁護等推進事業等を活用した都道府県による介護サービス事業所等及び市町村への支援において、**研修等の実施率は半数を超える一方で、再発防止に資する事例検証や事業所指導等に係る体制整備については、低調である**

		実施済数	(割合)
高齢者権利擁護等推進事業関連 ※同様の事業を独自に実施している場合を含む	介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議または類する会議等の開催)	15	(31.9%)
	介護施設・サービス事業所への支援 (権利擁護推進員養成研修のうち「介護施設・サービス事業従事者向け研修」、もしくはこれに類する研修)	35	(74.5%)
	介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修のうち「講師養成研修」、もしくはこれに類する研修)	16	(34.0%)
	介護施設・サービス事業所への支援(看護職員研修、もしくはこれに類する研修)	30	(63.8%)
	市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)	37	(78.7%)
	市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)	44	(93.6%)
	市町村への支援(虐待対応実務者会議の開催)	14	(29.8%)
	市町村への支援(虐待の再発防止・未然防止策等検証会議)	6	(12.8%)
	市町村への支援(指導等体制強化)	9	(19.1%)
	市町村への支援(ネットワーク構築等支援)	19	(40.4%)
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)	16	(34.0%)
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(制度等に関するリーフレット等の作成)	19	(40.4%)
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣)	13	(27.7%)

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和7年3月,厚生労働省老健局,p149より抜粋

【都道府県による市町村への支援強化を求める意見(例)】

- **圏域を超えた居室の確保**：県が各特養に通知を出し、各市町村の圏域を越えて、措置入所ができるような体制整備が必要。
- **支援体制の必要性**：市の人的体制及び専門性が不十分、他市との情報交換の場が乏しくノウハウや情報収集ができる機会がない。事例対応における県によるバックアップやスーパーバイズの体制がほぼない。
- **施設における事案対応にあたっての連携の必要性**：
 - ・ 指定権限のある都道府県が主体的に対応し、施設所在自治体が同行するという形が望ましい。
 - ・ 虐待対応は市町村が行うが、指定権限者である県に実際の虐待対応の指導や不足している知識等についてフォローがほしい。
 - ・ 施設の中に潜在している「虐待の芽」となる要因は個の従業員の行動だけでなく、施設の組織そのものが要因となっている現状も多いため、施設の運営管理をする立場としての県市の介護保険担当課の積極的な協力を期待したい。

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和7年3月,厚生労働省老健局,p142～147「市町村が挙げた課題」より作成

サービス種別ごとの養介護施設従事者等による虐待再発件数

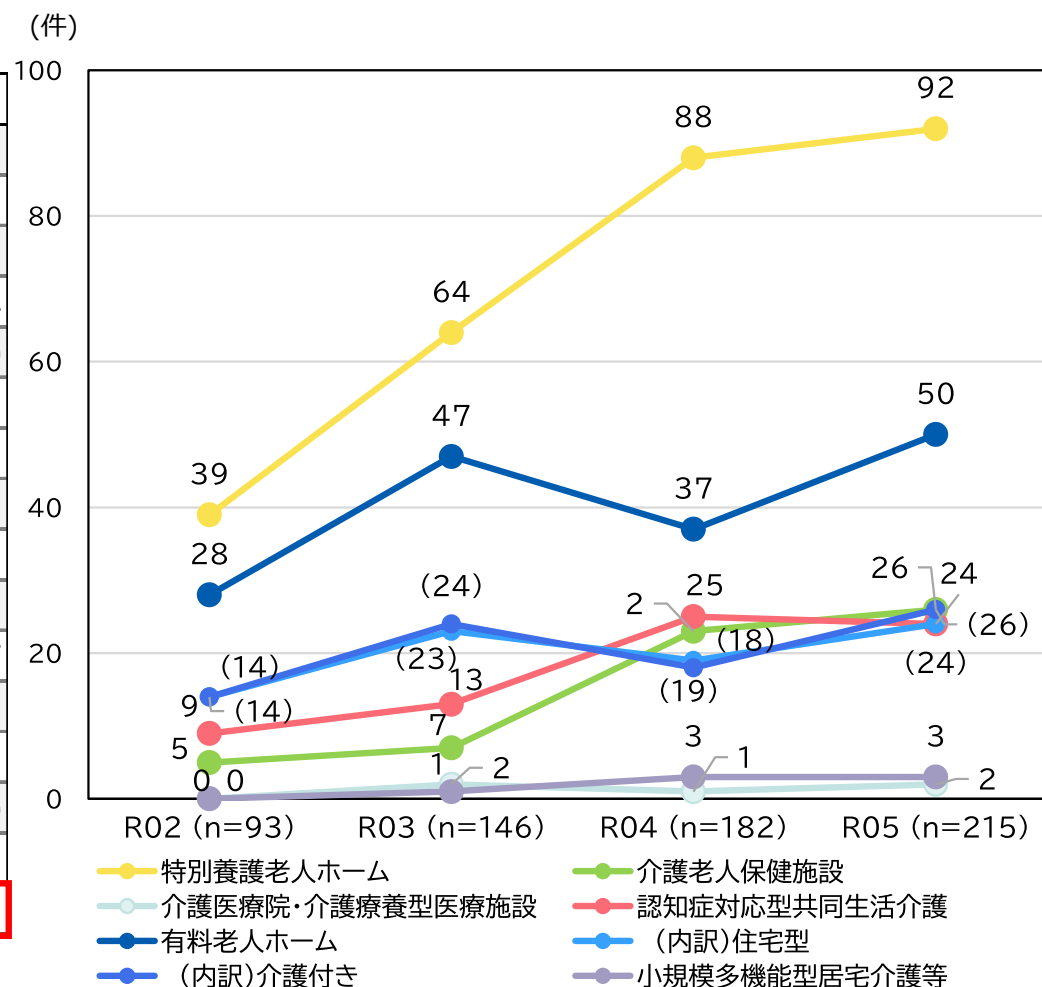
社会保障審議会
介護保険部会（第117回）

令和7年2月20日

資料3
P17
を更新

○ 養介護施設従事者等による虐待再発件数が増えており、特に、**有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）**における再発件数伸び率が増加している。

	R02 (n=93)	R03 (n=146)	R04 (n=182)	R05 (n=215)
特別養護老人ホーム	39	64	88	92
介護老人保健施設	5	7	23	26
介護医療院・介護療養型医療施設	0	2	1	2
認知症対応型共同生活介護	9	13	25	24
有料老人ホーム	28	47	37	50
（内訳）住宅型	(14)	(23)	(19)	(24)
（内訳）介護付き	(14)	(24)	(18)	(26)
小規模多機能型居宅介護等	0	1	3	3
軽費老人ホーム	0	2	0	3
養護老人ホーム	0	2	1	2
短期入所施設	3	4	2	7
訪問介護等	1	0	1	1
通所介護等	4	3	1	3
居宅介護支援事業所等	0	0	0	0
その他	4	1	0	2
合計	93	146	182	215



施設における虐待行為に対する指導等の違い

- 介護保険法に基づく施設と老人福祉法に基づく養護老人ホームと軽費老人ホームについては、設置者による虐待防止措置が義務付けされたが、「有料老人ホーム」等における虐待防止措置については、あくまでも「技術的助言」である「指針」に規定されており、法令上の義務付けがない。

		介護保険法	老人福祉法		高齢者居住安定確保法
該当施設	法律	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム 軽費老人ホーム * 特定の指定を受けているものは介護保険法で対応	有料老人ホーム (住宅型) * 特定の指定を受けているものは介護保険法で対応	有料老人ホームに該当しない サービス付き高齢者向け住宅
許認可等	法律	指定	許認可	届出	登録(任意)
施設の虐待防止措置規定	省令	運営基準 義務 有	運営基準 義務 有	標準指導指針 (法令上の義務なし)	高齢者住まい法施行規則 (法令上の義務なし・登録申請に係る別紙様式に基づく措置の有無の提出のみ)
虐待行為	法律	第88条等 人格尊重義務違反	社会福祉法72条 不当な行為	老人福祉法29条 不当な行為 利益を害する行為	虐待行為に関する規定なし
虐待防止法での対応	法律	「養介護施設従事者等」による虐待として対応			「養介護施設従事者等」による虐待に該当しないため「養護者」による虐待として対応
指導根拠	法律	第23・24条、 第77条、78条の10等 実地指導・監査	老人福祉法第18条 社会福祉法第70条	第29条 報告・検査等	第24条 報告・検査等
処分	法律	改善命令 一部効力停止 指定取消	制限・停止命令 廃止命令 認可・許可の取消し	改善命令 事業の制限 停止命令	指示 登録の取消し

「養介護施設従事者等」に該当しない施設等の関係者による虐待 (平成29年～令和5年度)

- 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅職員、生活支援ハウス宿直職員、無料低額宿泊所職員などによる虐待通報が確認されているが、現状、こうした高齢者虐待防止法における「養介護施設従事者等」に該当しない施設等の関係者からの虐待は、「養護者による虐待」として自治体が対応している。
- 虐待類型としては経済的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、身体的虐待となっている。

施設等関係の虐待件数	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	総計
サ高住職員	1	1	2	14※1	1	4		23
入居施設職員※2	2		1			1		4
高齢者住宅職員				2			1	2
生活支援ハウス宿直職員				1				1
無料低額宿泊所職員				1	1		1	2
簡易宿泊所職員	1		1					2

※1 経済的虐待（13）・身体的虐待（1）

施設等関係 虐待類型別件数 (H29～R5年度)	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
サ高住職員	7	2	4	0	15
入居施設職員※2	3	1	1	0	1
高齢者住宅職員	1	2	2	0	1
生活支援ハウス宿直職員	0	0	0	1	0
無料低額宿泊所職員	1	2	1	0	0
簡易宿泊所職員	2	0	1	0	0

主な施設等	令和5年度 具体例
無料定額 宿泊所	被虐待者：1人【要介護4】 虐待者：職員1名 類型：ネグレクト
高齢者住宅 (高齢者向け 賃貸住宅等)	被虐待者：1人【要介護5】 虐待者：住宅管理者1名 類型：ネグレクト、心理的虐待、 経済的虐待

〔 その他、シェアハウス、アパートの管理人等
による虐待通報事案あり 〕

※2「入居施設」とは、養介護施設・事業
に該当しない宅老所など

養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待

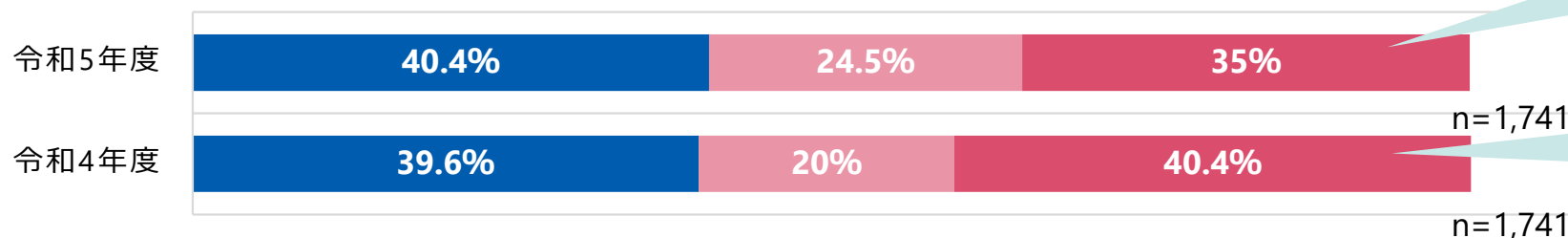
- 高齢者虐待防止法（以下「法」という。）に規定する虐待かどうか判別しがたい事例であっても、市町村は、高齢者の権利侵害や支援が必要な場合には、地域支援事業の権利擁護事業（介護保険法第115条の45）として必要な援助を行う必要がある。
- 法に規定する虐待ではないが権利擁護事業の対象となりうる、**養護・被養護の関係にない※65歳以上への虐待の発生件数**の把握状況について市町村に調査したところ、全市町村のうち、「**把握していない**」市町村が約4割に及んでいる。
※中高年の子どもの世話をしている親と、その子ども（8050問題）など
- また、通報を受け、市町村が権利擁護事業における援助を行った場合であっても、法の「養護者による虐待」には該当しないため、そうしたケースにおいては高齢者虐待防止法に基づく自治体の権限行使（立入調査や面会制限）が行えず、十分な支援が実施できていないケースがあると考えられる。

市町村における「養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待」

に関する発生件数の把握状況

* お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスを除く

■ 件数を把握していない ■ 件数をある程度把握している ■ 把握している



自治体において把握している発生数の総数 684件

自治体において把握している発生数の総数 696件

出典：・令和7年3月「令和5年度 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」厚生労働省老健局,p172

・令和6年3月「令和4年度 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」厚生労働省老健局,p166

【参考】R7年3月「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」抜粋

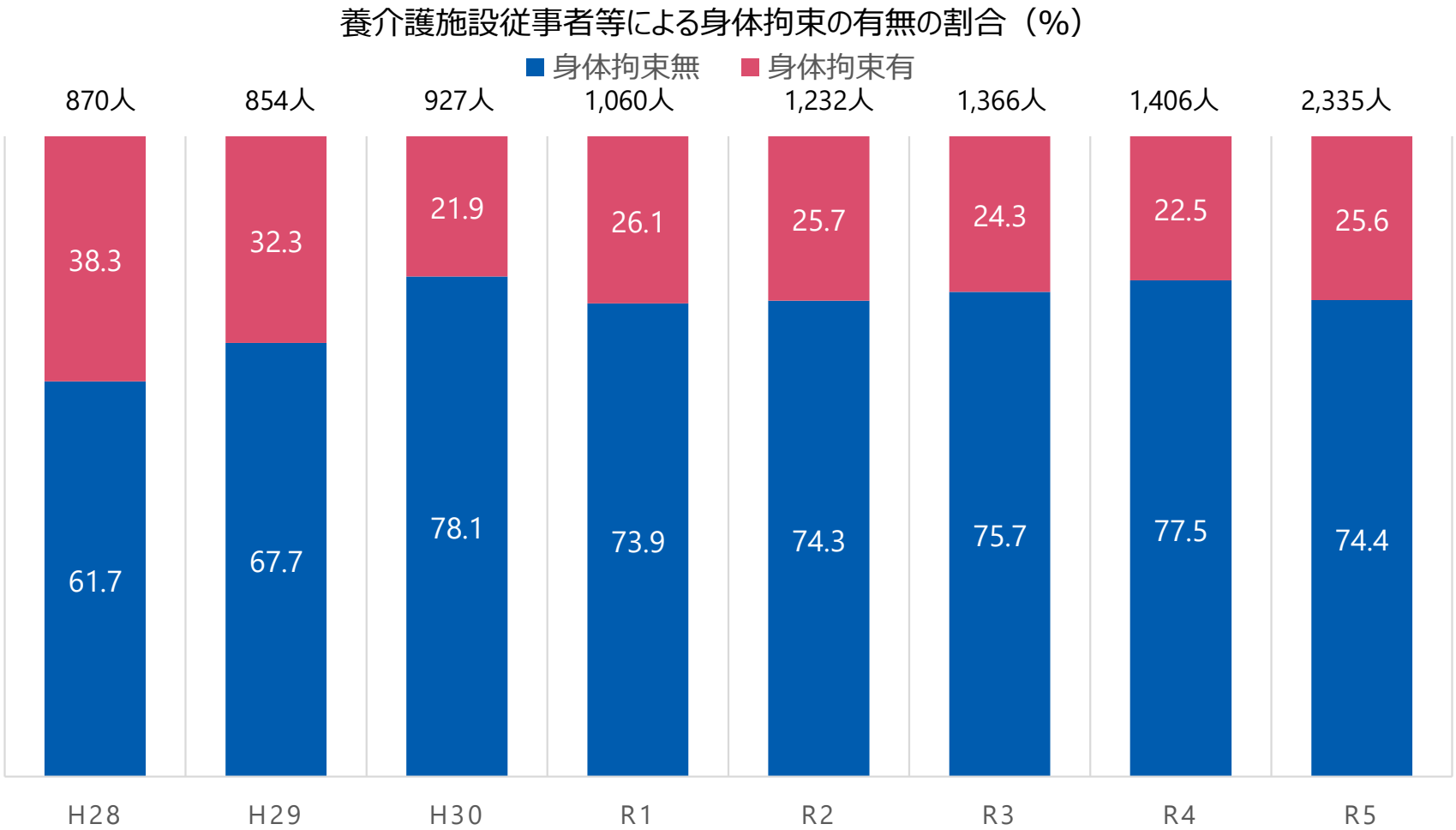
「地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護業務の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45）。こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。」

養介護施設従事者等による適正な手続きを
経ていない身体的拘束等について

従事者
人数

社会保障審議会 介護保険部会（第117回）	資料3 P13
令和7年2月20日	

○ 養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者のうち、緊急やむを得ない場合に規定されている手続きを経
ていない養介護施設従事者等による身体的拘束等（身体的虐待）が、例年2割から3割発生し続けており、令和5年度の調査
結果においても25.6%と同様の結果であった。



(参考) 介護保険部会での主なご意見

●令和4年9月26日 介護保険部会

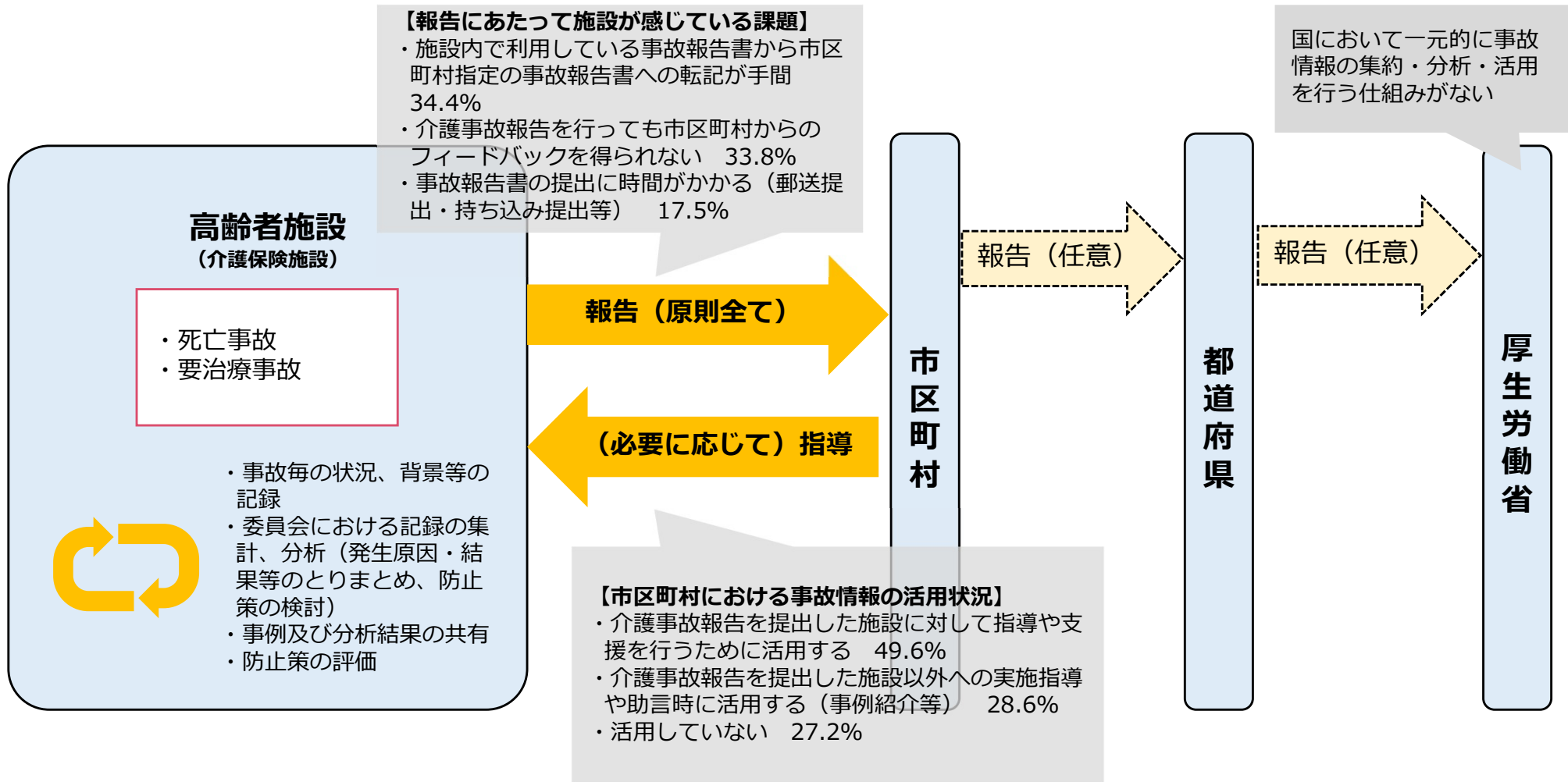
- 有料老人ホームに該当しないサービス付高齢者向け住宅やシェアハウスなどについては、虐待防止措置に該当する規定はないとのことだが、国民の人権を守るためにもサービス提供側に対する何らかの対応措置は講じるべき。
- 住まいの形態がかなり多様化しているので、現状で虐待防止の措置規定がないが、有料老人ホームに該当しないサ高住やシェアハウス等にも何らかの規定を設けていくべきではないか。
- 各制度間における公平性の観点及び、特に高齢者虐待防止においては人道的・倫理的な観点からも各制度の在り方において抜け穴が生じないように見直し、必要な法的措置を講じるのが先決ではないか。
- 令和6年4月以降の取組もあるが、全ての高齢者の尊厳を守る観点から、周知徹底はもちろんのこと、できる取組を速やかに進めていくことが必要。
- 今後、独り暮らしや高齢者のみ世帯、また、年齢層の上昇による統計的に認知症の対象者の方がいずれも増加することで、セルフネグレクトなど支援者側の判断による介入を必要とする場合の増加も想定されるので、人員を含めた支援体制の強化が必要。

●令和7年2月20日 介護保険部会

- 認知症の方や障害が重い方は、いかに権利侵害のリスクが高い状況に置かれているかということを改めて確認しておく必要。これに対しては、職員の研修だけでは駄目で、権利擁護と意思決定支援のネットワークをつくり出す環境が整備されていないということが大きな問題であって、その構造をどうやってつくっていくかということを考えた対策を考えることが非常に重要。

3. 介護現場におけるリスクマネジメントについて

- 事故が発生した場合、事業所は市区町村に報告を行うこととなっているが、都道府県や国（厚生労働省）への報告は任意となっているため、一元的な事故情報の集約は行われていない。
- 運営基準の解釈通知により、事故防止に向けたPDCAサイクルに取り組むことを介護保険施設に求めているが、全国的な事故情報の集約・分析・活用の仕組みはない。



（参考）介護保険施設における安全管理体制に関する基準等

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）抄

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第1項：事故防止措置（指針、研修など）

…事故発生の防止（施設系サービスのみ）

第2項：事故発生の連絡と必要な措置

第3項：事故の状況及び処置の記録

第4項：損害賠償

…事故発生時の対応（全サービス）

（参考）介護現場の安全性に関する審議会における各種意見

介護保険制度の見直しに関する意見（令和４年１２月２０日社会保障審議会介護保険部会）抜粋

（介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進）

- 介護現場の安全性の確保の取組が全国で広がるよう、自治体の取組を後押しするための好事例の横展開や、国における事故情報収集・分析・活用の仕組みの構築など、具体的な方策について、医療や教育・保育施設などの他分野の取組も踏まえつつ、引き続き、早期に検討を進めることが適当である。

令和６年度介護報酬改定に関する審議報告（令和５年１２月１９日社会保障審議会介護給付費分科会）抜粋

（国による事故情報の一元的な収集・分析・活用）

- 介護事業所における事故発生の防止を推進する観点から、**国における事故情報の収集・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することを見据え、事故情報を一元的に収集し、国・都道府県・市町村がそれぞれアクセスできるデータベースの整備を検討していくべき**である。
- 様式の統一化や電子的な報告に向けて、市町村に対して、事故情報の電子的な受付を実施するよう周知するほか、効率的な事故情報の収集、効果的な分析、事業所及び地方公共団体の負担軽減の観点から、以下の事項について検討していくべきである。
 - ・ **電子報告様式の統一化や報告を求める事項の見直し**
 - ・ **事故報告の対象範囲の見直し**
 - ・ **事故情報の収集・分析・活用に関する国・都道府県・市町村の役割分担等の在り方**
 - ・ **事故情報に関するデータベースの設計**

より良いケア等の実現に向けた事故情報の活用に向けて

- 介護現場におけるケアの質の向上と事故発生の防止を推進する観点から、**国による事故情報の一元的な収集・分析・活用**に関する制度的・実務的な論点について検討を行う必要がある。
- 国における事故情報の収集・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することを見据え、**国・都道府県・市町村がそれぞれアクセスできるデータベースを整備**すること等を目指す。

主な課題

- **自治体ごとに事故の報告対象・範囲や報告方法にばらつき**があって、統一的な情報の収集や分析が難しい
- 事故報告書の**原因分析欄及び対策欄が自由記述**になっており、**事業所によって記載内容や分量にばらつき**がある
- 事業所独自の事故報告書から**行政報告用の事故報告書への転記が事業者にとっての負担**になっている
- 事故報告を行っても、**自治体によって報告情報の活用方法はさまざま**であり、事業所は報告後のフィードバックを得られないこともある。

目指したい方向性

- 介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、国でデータベースを整備し、データをもとに傾向及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすること
- 高齢者の日常生活の場である介護施設等において、**日頃のケアを通じた事前のリスク評価や、介護事業者と利用者及びその家族の間のリスクコミュニケーションが重要との共通理解を得ること**

事故報告として報告を求めている事項の自治体毎の運用の違い

・自治体独自に設定した事象や事故とは異なる事象の報告を求めている自治体もあり、国による事故情報の一元的な収集を行う場合、報告の対象範囲を統一する必要がある。

・施設から市区町村への報告様式について、厚労省の定める事故報告標準様式を使用している市区町村は**64.5%**（令和4年度介護報酬改定検証・研究調査（厚生労働省委託調査）介護保険施設のリスクマネジメントに関する調査研究事業）に留まっている。（調査時点では、標準様式への移行予定がある市区町村は29.0%）

「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付関係課長通知）（老高発0319第1号・老認発0319第1号・老老発0319第1号）抄

2. 報告対象について

- 下記の事故については、原則として全て報告すること。
 - ①死亡に至った事故
 - ②医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- その他の事故の報告については、各自治体の取扱いによるものとする。

死亡事故や治療を要する受傷事故における報告基準のばらつき以外で、**自治体独自に報告を求める項目を設定**しているケース（例示）

事業者の不祥事等

- ・事業者職員による法令違反及び不祥事が発生した場合
- ・不適切な会計処理
- ・虐待（疑われる場合も含む）
- ・個人情報の漏洩
- ・施設等の管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合（設備の長期間の不具合等）
- ・事件報道が行われた場合

入所者・利用者の行為に起因していると考えられるもの

- ・離設、行方不明
- ・火傷
- ・溺水
- ・自殺
- ・利用者等とトラブルが発生した場合
- ・利用者が加害者となった場合

感染症・食中毒

- ・感染症（結核、インフルエンザ、疥癬、MRSA、ノロウイルス、レジオネラ症等）
- ・食中毒

外部要因で発生したもの

- ・自然災害（震災、風水害等）
- ・外部者の犯罪
- ・不審者の侵入

医療関連

- ・利用者の急激な体調変化
- ・内科的に急変し、医療措置が必要となった場合

その他

- ・火災
- ・交通事故
- ・利用者の家族等から苦情が出ている場合

死亡事案及び受傷に関する報告対象の範囲の違い

・死亡事故の報告について、国と同じ基準のみを定めている自治体がある一方で、報告を義務付ける死亡事故について、死因や死亡に至る過程、死亡時の状況等を定義している自治体もある。

・治療を要する受傷事故の報告についても、国の基準通りとしている自治体もあれば、擦過傷や打撲等の比較的軽度のものは報告を要しないとしている自治体もある。

死亡事故の報告対象から除外する事由（病気、老衰、自然死等）を設けている自治体

A市	ア 死亡事故（ 病気によるものを除く。 ）
B区	ア 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、 報告を要しないもの とすることができる。 (1) 比較的軽易なけがの場合 (2) 老衰等により死亡した場合
C県	一 介護サービス提供中に、利用者が死亡または負傷した場合。 イ 死亡には、自然死または病死は含まないものとする。
D市	介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者が死亡した場合 ※ 介護サービスの提供に伴い発生した事故によらない 病死の場合は「感染症の発生」を除いて報告不要

病気等による死亡を報告対象外とした上で、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告を義務付けている自治体

F市	(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生 (注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、 死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、所管課へ報告 すること。 (注5) 利用者が、事故によるケガが原因で 後日死亡に至った場合は事業者は速やかに、所管課へ連絡し、報告書を再提出 すること。
----	--

治療を要する事故の中でも比較的軽度なものを報告対象外としている自治体

G市	1.サービス提供中に利用者が死亡、又は負傷した場合（ けがの程度は、医師の保険診療を要したものを報告対象とし、比較的軽度な擦過傷や打撲等、日常生活に支障のないものは除く。 ）
----	--

事前に情報を得ていなかった病気等による死亡を報告対象としている自治体

E区	(8) 利用者がサービス提供中に 病気等により死亡した場合 ただし、看取り対応中である場合や持病が原因である場合を除く (注) 自治体へ確認したところ、看取り、疾患（事前の診療情報等）が明らかである場合であれば、対象外だが、 情報のない病気（心不全、脳梗塞等）に起因して亡くなった場合は、事故報告書の提出を求めている。
----	---

報告対象とするサービス提供時の事故に「送迎」や「通院」を明示的に示している自治体

H区	(1) 介護保険サービスや宿泊サービス（ 送迎、通院等を含む。 ）の提供中に生じた利用者の怪我又は死亡事故
I区	(1) 介護サービス等提供（ 利用者の送迎及び通院を含む。 ）時における死亡事故及び医師（施設の勤務医及び配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置その他の治療が必要となった事故

介護保険施設等における標準的な事故報告様式の主な課題

現行の事故の標準報告様式は、「発生場所」が全ての介護保険サービスを網羅できていない、「事故の種別」が少ない、「事故の原因分析」及び「再発防止策」の記載内容にルールがないといった課題があるため、各自治体における原因分析や再発防止に必要な検討のための材料が乏しいとの指摘がある。

事故報告書 （事業者→〇〇市（町村））

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は、すべて記載すること。

第1報 第2報 第3報 第4報 第5報 第6報 第7報 第8報 第9報 第10報

1 事故状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事業所の概要	法人名											
	事業所(施設)名									事業所番号		
	サービス種別											
	所在地											
3 対象者	氏名・年齢・性別	氏名										
	サービス提供開始日	西暦										
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他 ()										
	身体状況	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立									
4 事故の概要	発生日時	西暦			年							
	発生場所	☐ 居室(個室) ☐ 食堂等共用部 ☐ 敷地外 ☐ その他 ()										
	事故の種別	☐ 転倒 ☐ 異食 ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬、与薬もれ等 ☐ その他 () ☐ 誤嚥・窒息 ☐ その他 (チューブ抜去等)										
	発生時状況の詳細											
その他 特記すべき事項												

・事故に関連したケアの方針や入所時の契約内容がどうだったのかが不明（こうした情報は原因分析・再発防止の検討に必要なではないか）

・居宅サービスにも適用できる項目になっていない可能性
・送迎中の事故の選択肢がない 等

事故種別が少なく、効果的な集計・分析を行うことが難しい

5 事故発生時の対応	発生時の対応	事故発生時の状況や対応も自由記述であり、時系列で何が起きたのかが分かりにくい場合がある。		
	受診方法	(外来・往診)		
	受診先	医療機関名	連絡先(電話番号)	
	診断名			
6 事故発生後の状況	診断内容	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位:) ☐ その他 ()		
	検査、処置等の概要			
	利用者の状況			
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他 ()	
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	報告年月日	西暦		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)			
	本人、家族、関係先等への追加対応予定			
	自由記載であるため、原因分析・再発防止に資する内容が記載されていない場合がある			
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)			
	(できるだけ具体的に記載すること)			
9 その他 特記すべき事項				

有料老人ホームにおける事故報告の取扱い

有料老人ホームにおける
望ましいサービス提供のあり方
に関する検討会（第1回）

資料 3

2025年4月14日

【事故発生時の対応】

- 介護保険施設等（介護付有料老人ホームを含む。）においては、基準省令（※1）に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。
- 住宅型有料老人ホームを含む有料老人ホームについては、標準指導指針（局長通知）（※2）において、介護保険施設と同様の対応を取るべきことを技術的助言として示している。
- また、自治体によって、介護保険施設に求める事故報告の基準が様々であったことを踏まえ、国において標準的な事故報告様式を作成するとともに、①死亡に至った事故、②医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故は原則として全て報告することとしている（介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和3年3月19日付関係課長通知））。本報告様式については、介護保険施設のみならず特定施設、有料老人ホーム、サ高住等においても積極的に活用いただくこととしている。

【事故情報等の収集・分析・活用】

- 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護事業所における事故発生の防止を推進する観点から、国における事故情報の収集・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することを見据え、事故情報を一元的に収集し、国・都道府県・市町村がそれぞれアクセスできるデータベースの整備を検討していくべき」との指摘。
- 今後、介護事業所のみならず、有料老人ホームをはじめとする高齢者住まいも含めた検討が必要。

（※1）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）

（事故発生時の対応）※192条の規定により、特定施設入居者生活介護の事業に読み替え

- 第三十七条 指定特定施設入居者介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（※2）有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号局長通知）（抄）

(9) 事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

- 一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- 二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- 三 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

4. 介護保険制度に関するその他の課題に係る主な論点について

身寄りなし高齢者への対応と権利擁護に係る主な論点

論点

（身寄りのない高齢者等への支援）

- 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにて、身寄りのない高齢者に関わる課題については、既存の支援体制の枠組みを活用して相談支援機能を強化していくことや、地域ケア会議も含めた既存のプラットフォームを活用するなどの方向性が示されたところ。
- 地域ケア会議等においては、各地域の実情に応じて、独居高齢者への対応も含めて、関係者の意識醸成・意思統一や、資源開発・政策形成につながっている地域も見られているところ。
- こうした取組内容等も踏まえつつ、身寄りのない高齢者への対応を含めて、医療・介護を始めとする多様な関係機関との連携を進めながら、地域において必要な相談機能の確保や既存のプラットフォームの活用を進めるため、どのような方策を進めていくべきか。

（成年後見制度）

- 成年後見制度については、法制審議会にて見直しに向けた議論が進められている一方、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証が行われたところ。
- 中間検証においては、成年後見制度利用支援事業（全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業）について、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬等を含めること等の指摘がされており、今後、法制審議会における議論も踏まえた上で、成年後見制度利用支援事業のあり方について検討していく必要があるが、どのように考えるか。

高齢者虐待防止の推進に係る主な論点

論点

(高齢者虐待防止)

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が平成17年に制定されて以来、国、都道府県、市町村が一体となって虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止が図られるよう取り組んできたが、依然として虐待件数は高止まり傾向にある。近年、高齢者の住まいが多様化しているなか、法制定時には想定されていなかった「養介護施設」※¹に該当しない施設や、60歳以上65歳未満も入居しているサ高住等においての虐待事案や養護者に該当しない同居する者からの虐待が発生しているところ、どのような虐待防止対策が必要か。
- 令和5年度対応状況等調査結果※²においては、施設種別ごとの虐待種別の傾向として、被虐待者数を前年度と比較すると、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、住宅型有料老人ホームでは身体的拘束等が、介護付きホームでは経済的虐待が増加していることが確認された。また、これらの施設においては再発件数も多い。特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設では、介護保険制度開始以来、指定基準に基づき「身体拘束廃止委員会」の設置を求めるなど、虐待防止・権利擁護に関する取組が進められてきており、介護報酬改定により高齢者虐待防止措置を義務化した令和3年の前後3年間で身体的虐待の判断件数に減少傾向が見られる。また、有料老人ホームにおいても標準指導指針に基づく取組が進められてきていると考えられるが、こうした発生状況等を踏まえ、更にどのような方策を講じていくべきか。
- 適切な手続を経ていない身体拘束は、養介護施設従事者等※³による虐待事案の2～3割程度を占め続けている。令和6年度介護保険報酬改定により、全てのサービス種別の運営基準において身体拘束は原則禁止された（令和6年4月1日施行）が、取組の実効性の確保にはどのような方策が有効か。
- 第9期介護保険事業支援計画において、「市町村は、・・・養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要」「都道府県は、高齢者虐待防止法に基づき、・・・高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要」とされている。再発防止に資する事例検証や事業所への指導等に係る体制整備が低調であるなか、自治体によるPDCAサイクルの構築を推進するためどのような方策が考えられるか。
- 高齢者虐待の対応は、市町村がその責務を担うが、専門的に従事する職員の確保や人材育成及び弁護士等の権利擁護に携わる専門職確保等の虐待対応体制の構築、事業所への指導等における県及び市域を越えた広域的な調整に関して、都道府県による市町村への支援強化を求める市町村の意見がある（令和5年度対応状況等調査※²）。都道府県による市町村への支援の強化についてどのような方策が考えられるか。

（※¹）老人福祉法又は介護保険法の規定による施設（高齢者虐待防止法第2条）

（※²）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（令和6年12月27日公表）

（※³）老人福祉法又は介護保険法の規定による施設・事業の業務に従事する者（高齢者虐待防止法第2条）

論点

(リスクマネジメント)

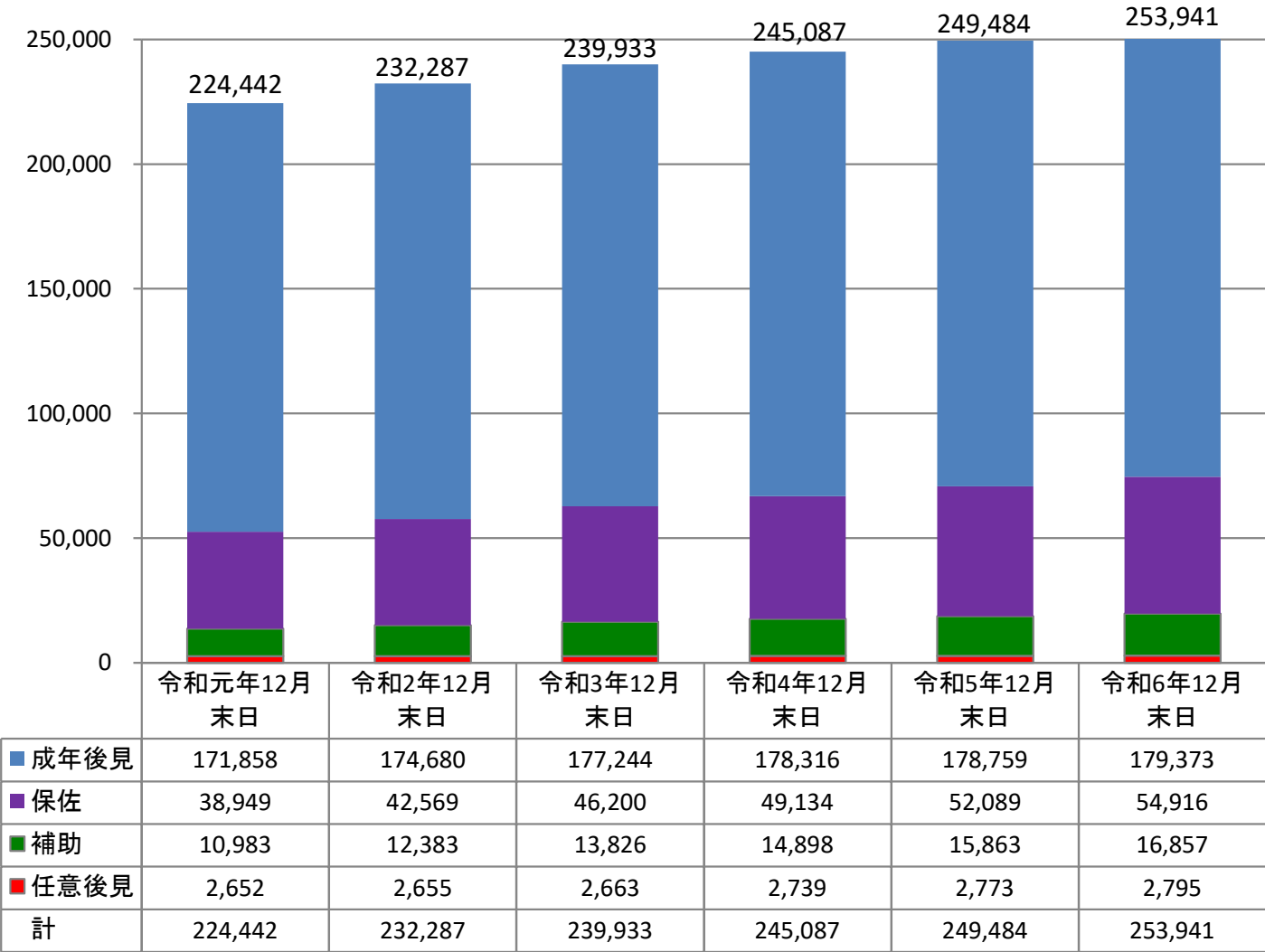
- 介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQOLを向上させる観点から、国でデータベースを整備し、データをもとに傾向及び原因分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする仕組みについて、どのような分析手法やフィードバックの方策が有効と考えられるか。その際、国・都道府県・市区町村にそれぞれどのような役割が求められ、どのように相互に連携していくべきか。
- 介護現場の安全性の確保について、事故の発生・再発防止の推進の観点から、介護保険施設以外の介護サービスにおける事故防止対策のために、どのような方策が考えられるか。
- 国が事故報告の標準的な様式を通知により示しているが、現行様式においては事故の発生場所や事故種別の選択肢が少なく効果的な分析を行うことが難しい、事故の原因分析や再発防止の検討に必要な情報が十分でない、自治体ごとに事故の報告対象や範囲・報告方法等にばらつきがあるといった課題がある。全国レベルで必要な情報の収集や分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする観点から、どのような様式の見直しや制度的な枠組みが必要と考えられるか。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいの運営においては、事故防止措置（研修、委員会の設置等）や事故が起きた場合の対応（家族や市町村への連絡）が義務付けられていない（注：特定施設に指定された場合や、外付けでサービス提供する介護サービス事業者にはそれぞれ法令上の義務がある。）。全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することが求められているなか、高齢者住まいにおいてどのような方策が考えられるか。

参考資料

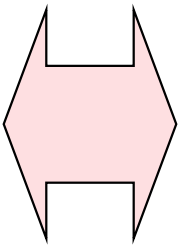
成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。

＜成年後見制度の利用状況 ※5＞



- ＜認知症者数 ※1＞
約600万人（推計値：令和2年）
- ＜軽度認知障害 ※2＞
約400万人（推計値：平成24年）
- ＜知的障害者数（在宅） ※3＞
約 96万人（平成28年）
- ＜精神障害者数（外来） ※4＞
約389万人（平成29年）



※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治）
※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」（平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆）
※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」
※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※5 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1) 成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人等の報酬

(2) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

4. 令和5年度予算

地域支援事業交付金 1,933億円 の内数（令和4年度予算：1,928億円）

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

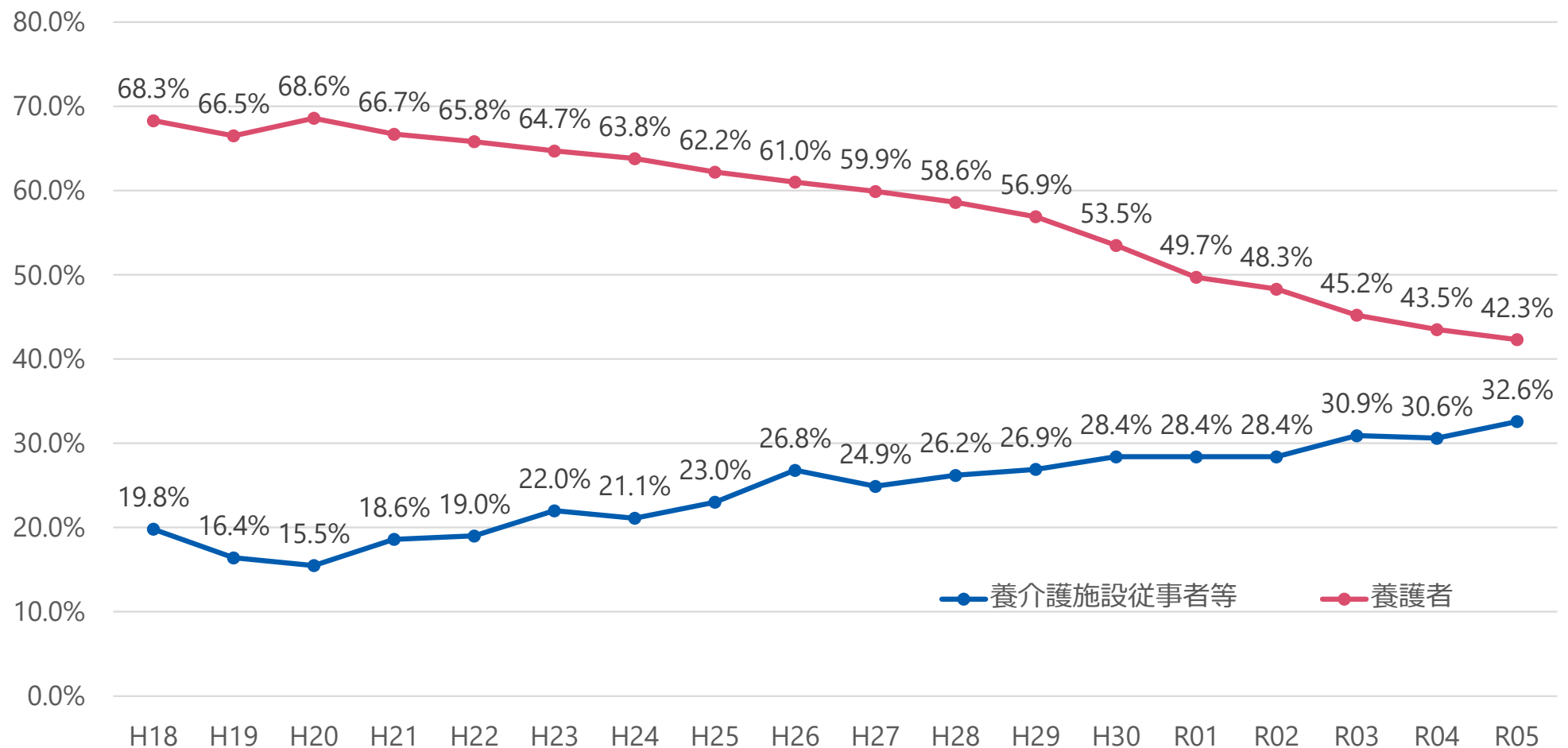
市町村（補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内）

4. 令和5年度当初予算

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数（令和4年度予算：506億円）

高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数割合の推移

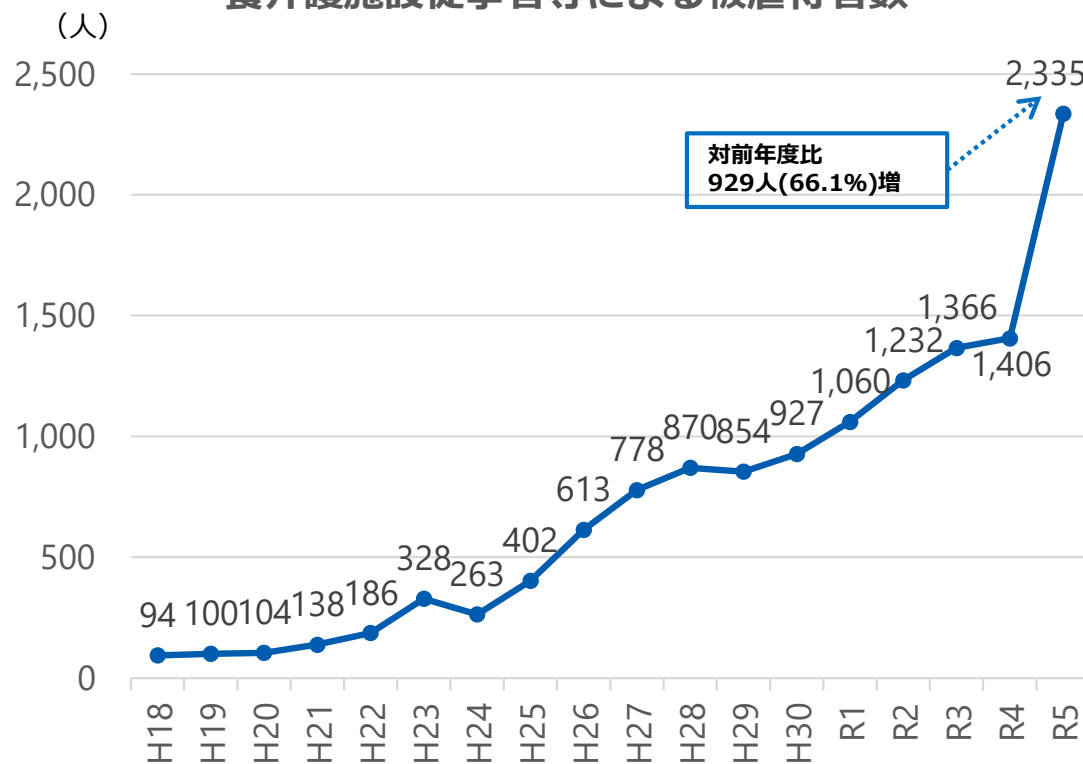
○ 高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、**養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向**にあり、**養護者による虐待件数の割合は減少傾向**にある。



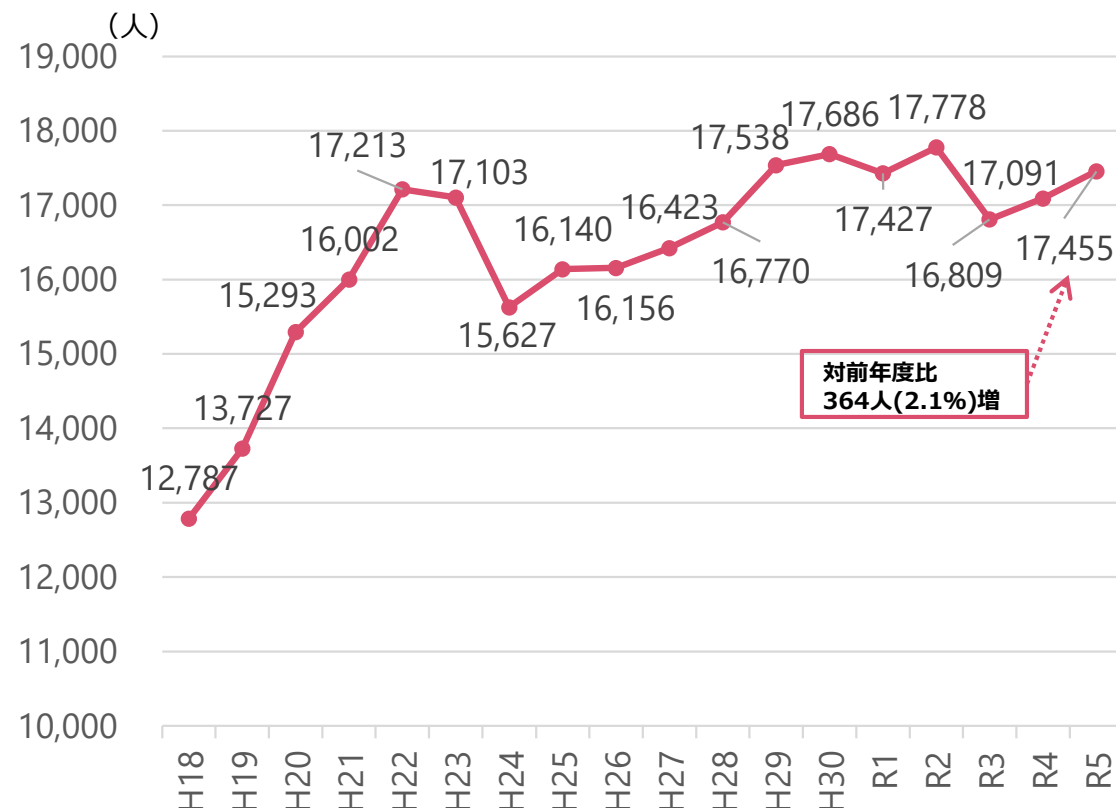
（参考）養介護施設従事者等及び養護者による被虐待者数の推移

- 養介護施設従事者等及び養護者による虐待の被虐待者数の推移をみると、養介護施設従事者等による虐待の被虐待者数は増加傾向、養護者による虐待の被虐待者数は、横ばい傾向にある。
- 特に、養介護施設従事者等による被虐待者数が、対前年度比929人(66.1%)と大きく増加した。

養介護施設従事者等による被虐待者数



養護者による被虐待者数



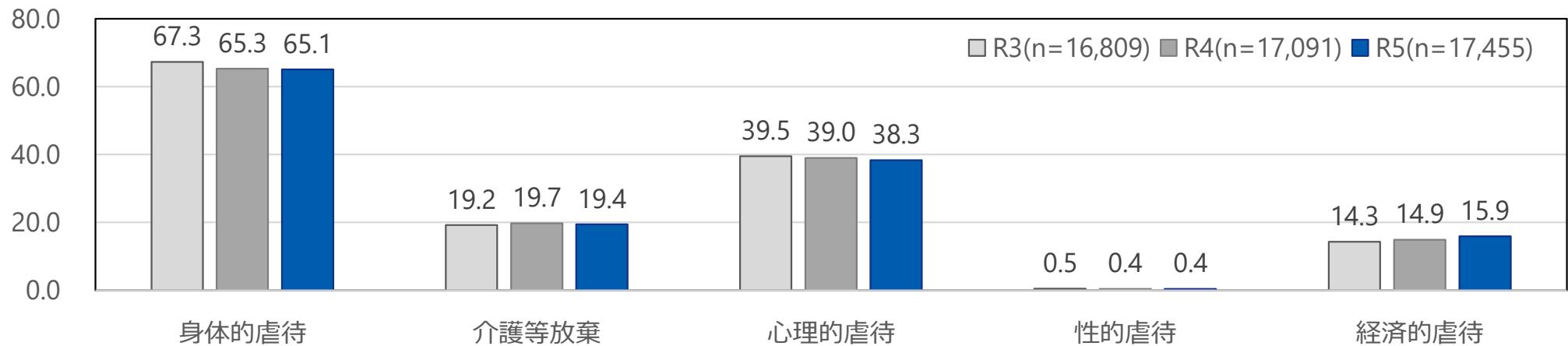
※被虐待者が特定できた人数に限る

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和6年3月,p226,p235.

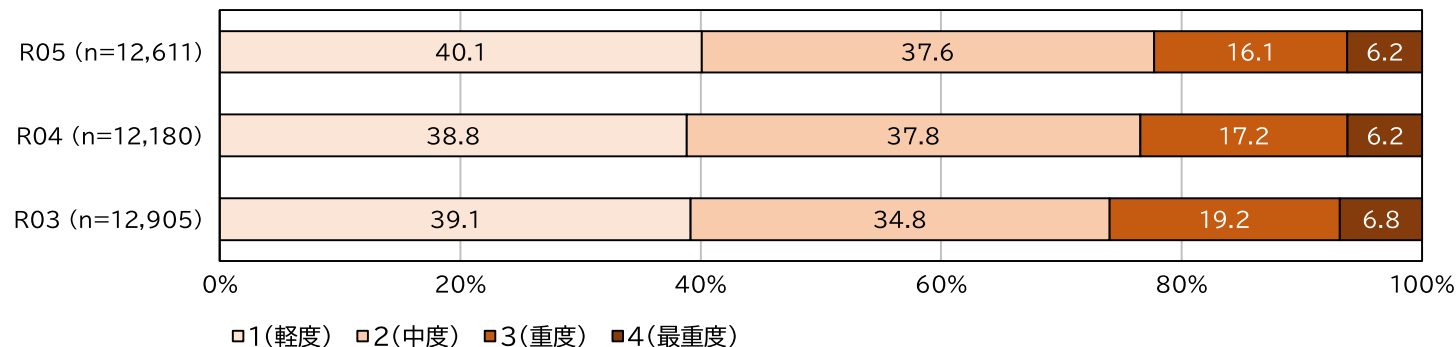
養護者による虐待の種別と深刻度の推移（過去3年間）

○ 養護者による高齢者虐待における虐待種別の割合と虐待の程度に占める深刻度の割合いずれについても、大きな変化は見られない。

虐待の種別の割合



虐待の程度(深刻度)の割合



※各年度における被虐待者の総数のうち、虐待の程度(深刻度)に回答があったものに対する集計。

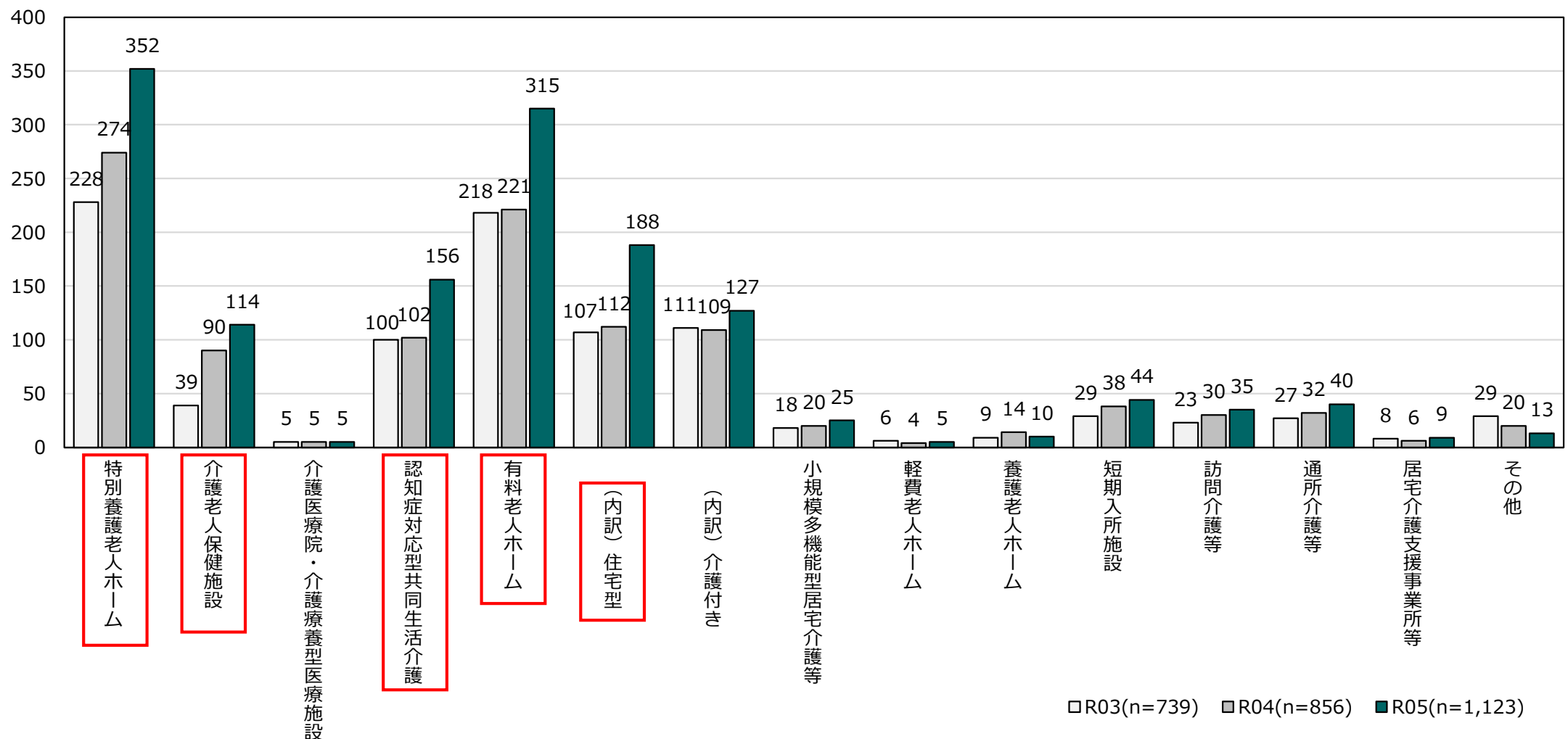
※深刻度の定義

深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4 (最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

サービス種別ごとの養介護施設従事者等による虐待判断件数の推移（過去3年間）

○ 虐待判断件数は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホームにおいて特に増加している。

（件／年）



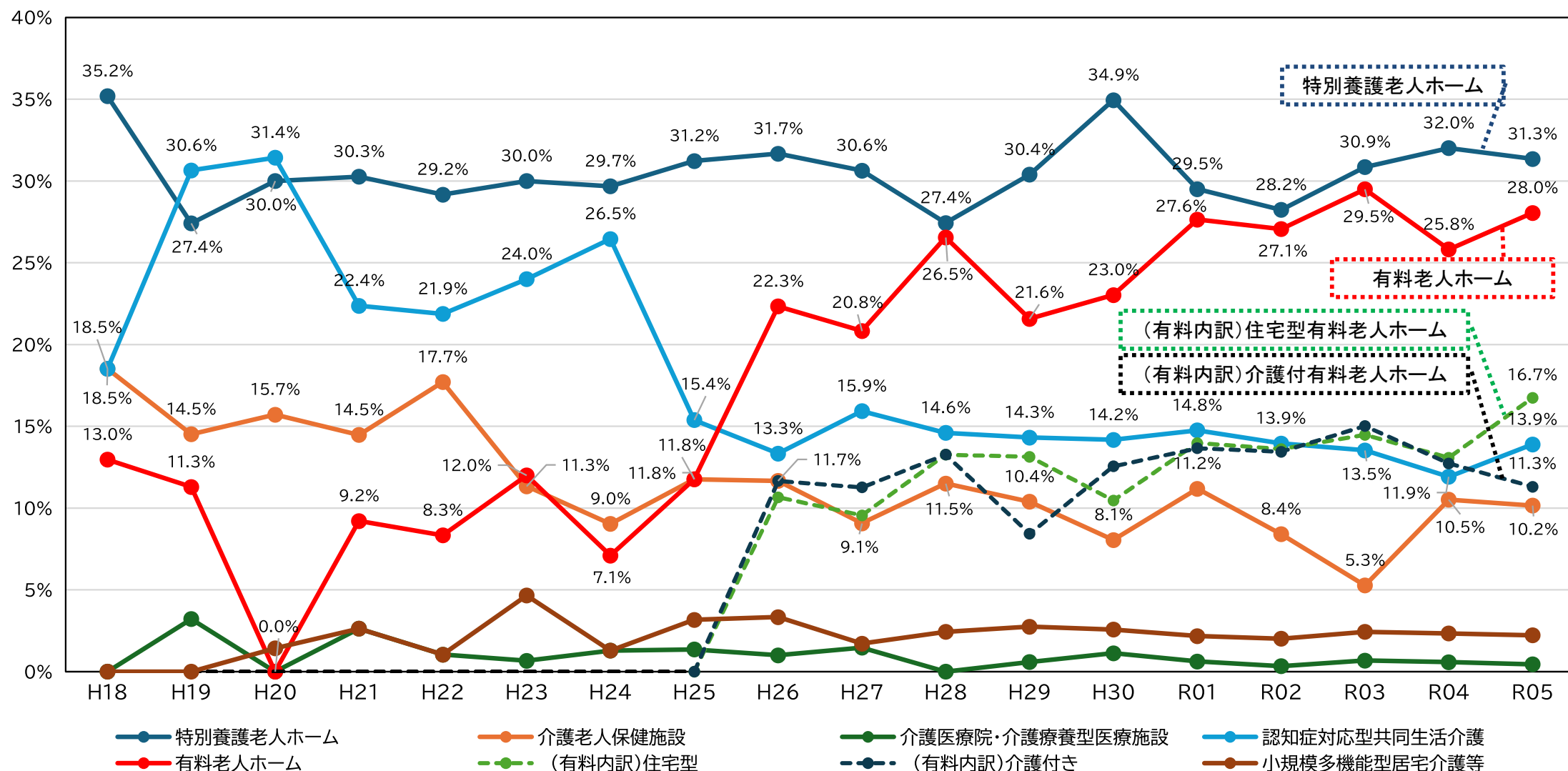
養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較

社会保障審議会
介護保険部会(第117回)

令和7年2月20日

資料3
P8

○ 養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較をみると、**特別養護老人ホーム**が最も多く高止まり傾向、次いで**有料老人ホーム**（内訳では**住宅型有料老人ホーム**）が多く、近年増加傾向。



※グラフは一部サービスを抜粋

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和6年3月,p225.

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p7.

サービス種別ごとにみた虐待判断件数・被虐待者数の前年度との比較

社会保障審議会
介護保険部会（第117回）

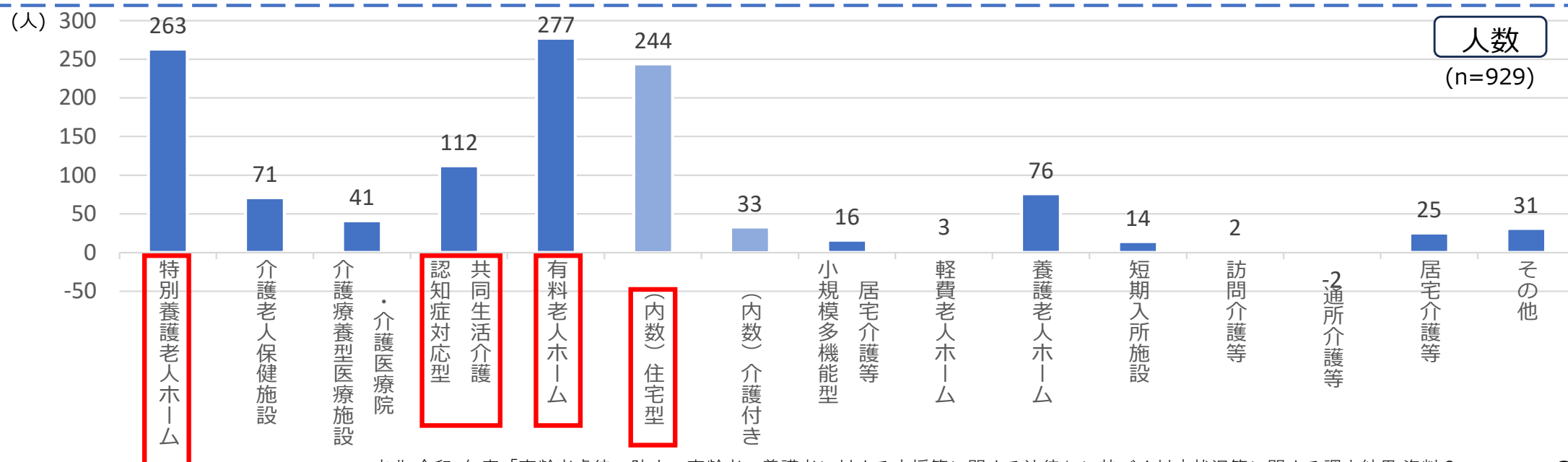
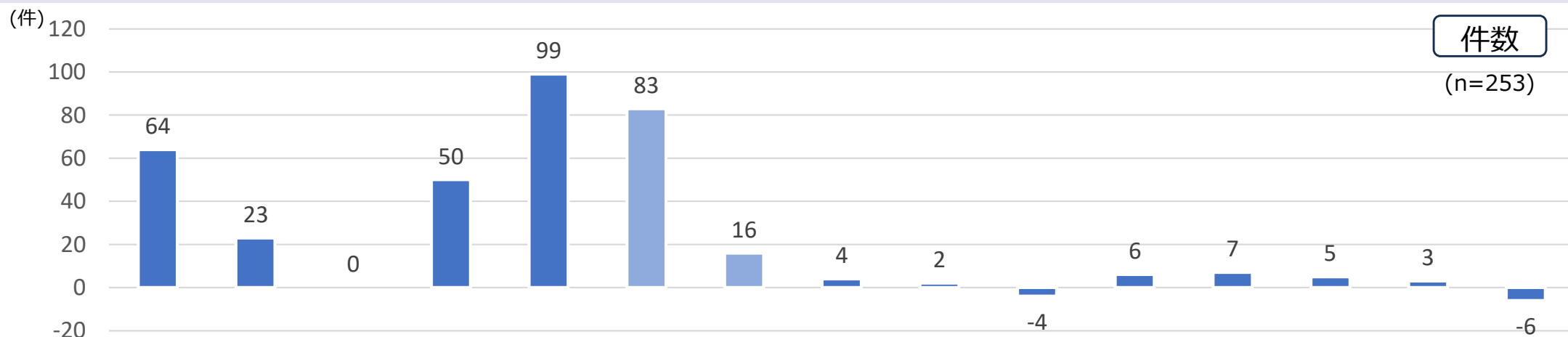
資料3
p9

令和7年2月20日

○ 前年度との比較において、**虐待判断件数・被虐待者数ともに増加したサービス種別については、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護の順**に多かった。

○ **有料老人ホームの内数**においては、**住宅型有料老人ホームが多い**。

※被虐待者が特定できなかった件数を除く、
令和5年度-4年度間の増減計253件及び929人の内訳



前年度から増加した虐待判断件数の虐待種別ごとの内訳

社会保障審議会
介護保険部会（第117回）

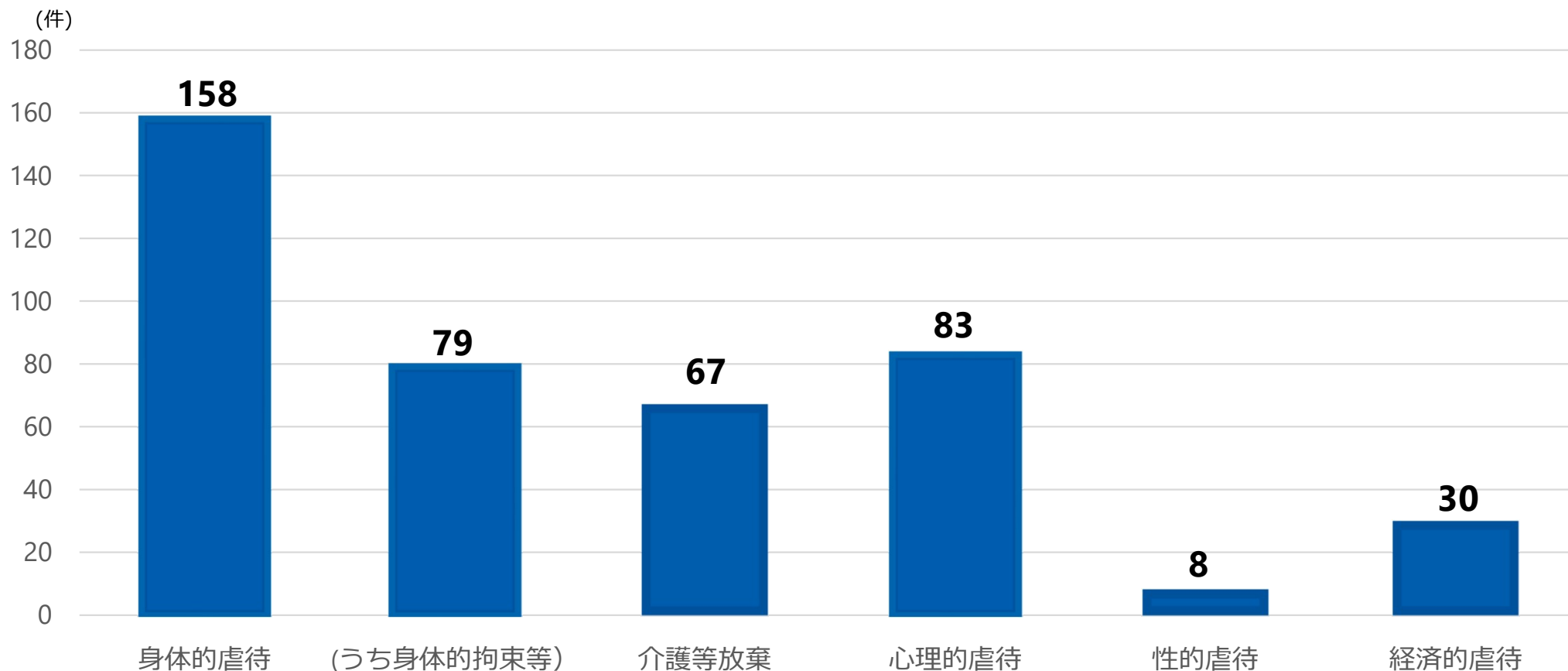
令和7年2月20日

資料3
P10

○ 前年度から増加した虐待判断件数の内訳をみると、適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄の順に多かった。

虐待種別

※被虐待者が特定できなかった件数を除く、
令和5年度－4年度間の増減計253件の内訳
※複数回答のため、合計が総増加数と一致しない。

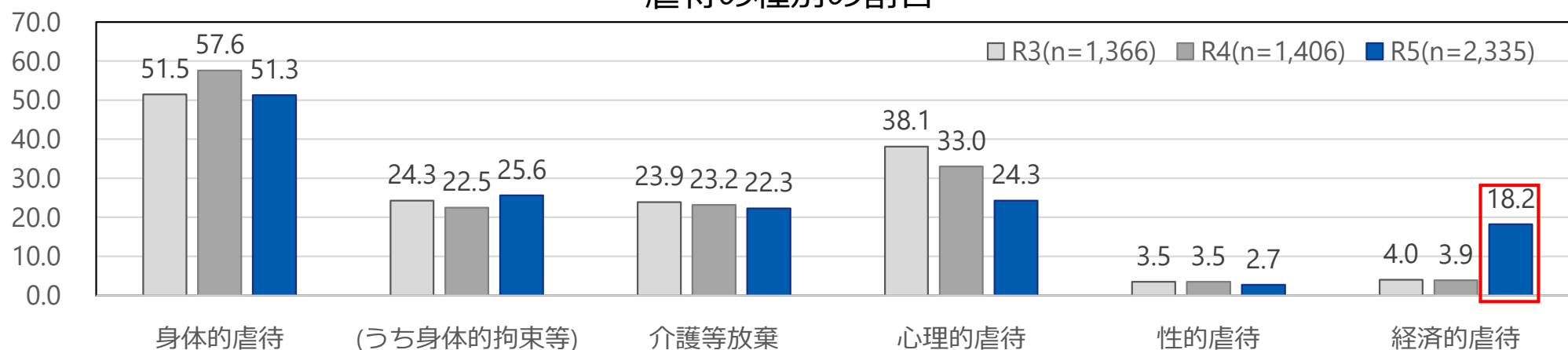


養介護施設従事者等による虐待の種別と深刻度の推移（過去3年間）

○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待における虐待種別の割合（人数ベース）は、**令和5年度の経済的虐待が18.2%と、増加が顕著であるが、これは1施設当たりの被虐待者数が多い事案が複数発生したため。**

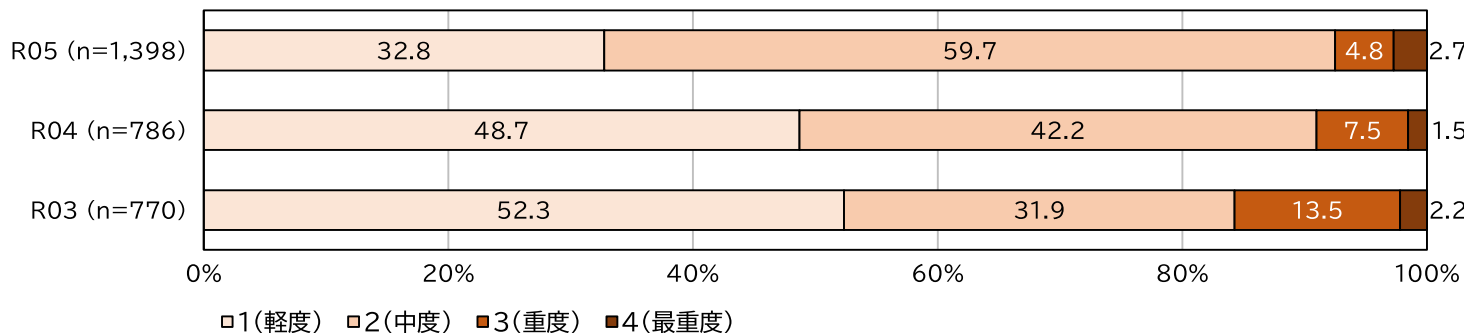
○ 虐待の程度に占める深刻度の割合（人数ベース）については、**中度が増加する一方で、重度と最重度を合わせた割合が減少しており、深刻化する前の早期発見につながっていると考えられる。**

虐待の種別の割合



※被虐待者が特定できなかった74件を除く1,049件における被虐待者の総数2,335人に対する集計（複数回答）。

虐待の程度（深刻度）の割合



※深刻度の定義

深刻度区分	説明
1(軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2(中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3(重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数のうち、虐待の程度（深刻度）に回答があったものに対する集計。

養介護施設従事者等による虐待の発生時間帯、発生場所・状況等について①

- 虐待の発生時間帯は「時間帯によらない」が最も多くなっており、次いで「夜間（夕食後～起床前）」。
- 虐待の発生場所は「居室（寝室）内」が最も多くなっており、次いで「場所によらない」。
- 虐待の発生状況は「状況によらない（特定の介護行為によらない）」が最も多い。

【発生時間帯(複数回答形式で集計)】

	早朝(起床前後～朝食)	日中(朝食後～夕食)	夜間(夕食後～起床前)	時間帯によらない
人数	8	27	59	72
割合	5.0%	16.8%	36.6%	44.7%

※割合は161人に対するもの。

【発生場所(複数回答形式で集計)】

	居室(寝室)内	廊下・通路	風呂場	トイレ	食堂・リビング	その他施設内	施設外	場所によらない
人数	89	4	15	2	12	4	4	38
割合	55.3%	2.5%	9.3%	1.2%	7.5%	2.5%	2.5%	23.6%

※割合は161人に対するもの。

【発生状況(複数回答形式で集計)】

	食事介助	排泄介助	入浴介助	移乗・移動介助 や体位変換	送迎	その他の介護	状況によらない (特定の介護行為によらない)
人数	8	33	15	18	2	39	67
割合	5.0%	20.5%	9.3%	11.2%	1.2%	24.2%	41.6%

※割合は161人に対するもの。

* 当該データは、調査項目の「具体的な虐待の内容」欄に、記入要領にて「回答が可能な範囲で、虐待行為の内容（身体拘束が含まれる場合は手段・形態を含む）、発生時間帯、発生場所・状況について回答を記載する」よう依頼（「発生時間帯」「発生場所」「発生状況」を例示）し回答を得たものであることから、一定量（本記入欄の平均記述文字数：26.4±27.2から50文字を目安）の記述があり、「発生時間帯」「発生場所」「発生状況」の3点が確認できた、161人の被虐待者に関する回答を集計に採用したものである。

* 「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」へ掲載予定

養介護施設従事者等による虐待の発生時間帯、発生場所・状況等について②

- 虐待の種別と発生時間帯・介護行為(発生状況)・発生場所のクロス集計結果から、適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、介護等放棄は居室内での発生が多く、時間帯や特定の介護行為によらず発生している。
- 心理的虐待は、特定の介護行為によらず、居室内で夜間の発生が多く、経済的虐待は、時間・場所・介護行為によらず発生している。

【発生時間帯×虐待類型】

		早朝(起床前後 ～朝食)	日中(朝食後～ 夕食)	夜間(夕食後～ 起床前)	時間帯によら ない
身体的虐待 あり (n=77)	人数	6	19	28	28
	割合	7.8%	24.7%	36.4%	36.4%
介護等放棄 あり (n=83)	人数	0	4	26	55
	割合	0.0%	4.8%	31.3%	66.3%
心理的虐待 あり (n=42)	人数	3	9	21	11
	割合	7.1%	21.4%	50.0%	26.2%
性的虐待 あり (n=10)	人数	0	0	3	7
	割合	0.0%	0.0%	30.0%	70.0%
経済的虐待 あり (n=12)	人数	0	1	0	11
	割合	0.0%	8.3%	0.0%	91.7%
身体拘束 あり (n=40)	人数	2	4	10	26
	割合	5.0%	10.0%	25.0%	65.0%
全体 (n=161)	人数	8	27	59	72
	割合	5.0%	16.8%	36.6%	44.7%

【発生状況×虐待類型】

		食事介助	排泄介助	入浴介助	移乗・移動介助 や体位変換	送迎	その他の介護	状況によらない (特定の介護行為によらない)
身体的虐待 あり (n=77)	人数	6	11	2	14	2	25	29
	割合	7.8%	14.3%	2.6%	18.2%	2.6%	32.5%	37.7%
介護等放棄 あり (n=83)	人数	1	21	13	4	1	9	45
	割合	1.2%	25.3%	15.7%	4.8%	1.2%	10.8%	54.2%
心理的虐待 あり (n=42)	人数	2	9	1	6	1	18	10
	割合	4.8%	21.4%	2.4%	14.3%	2.4%	42.9%	23.8%
性的虐待 あり (n=10)	人数	0	7	0	0	0	1	8
	割合	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	80.0%
経済的虐待 あり (n=12)	人数	0	6	0	0	0	1	11
	割合	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	91.7%
身体拘束 あり (n=40)	人数	2	3	0	5	1	8	26
	割合	5.0%	7.5%	0.0%	12.5%	2.5%	20.0%	65.0%
全体 (n=161)	人数	8	33	15	18	2	39	67
	割合	5.0%	20.5%	9.3%	11.2%	1.2%	24.2%	41.6%

【発生場所×虐待類型】

		居室(寝室)内	廊下・通路	風呂場	トイレ	食堂・リビング	その他施設内	施設外	場所によらない
身体的虐待 あり (n=77)	人数	50	3	2	1	10	0	2	15
	割合	64.9%	3.9%	2.6%	1.3%	13.0%	0.0%	2.6%	19.5%
介護等放棄 あり (n=83)	人数	44	0	13	1	1	4	2	20
	割合	53.0%	0.0%	15.7%	1.2%	1.2%	4.8%	2.4%	24.1%
心理的虐待 あり (n=42)	人数	29	1	1	2	3	2	1	5
	割合	69.0%	2.4%	2.4%	4.8%	7.1%	4.8%	2.4%	11.9%
性的虐待 あり (n=10)	人数	3	0	0	0	0	0	0	7
	割合	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%
経済的虐待 あり (n=12)	人数	0	0	0	0	0	0	1	11
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	91.7%
身体拘束 あり (n=40)	人数	28	1	0	0	2	0	1	14
	割合	70.0%	2.5%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	2.5%	35.0%
全体 (n=161)	人数	89	4	15	2	12	4	4	38
	割合	55.3%	2.5%	9.3%	1.2%	7.5%	2.5%	2.5%	23.6%

* 赤枠は、50%以上のもの

*性的虐待は、人数が少ないため強調表示していない。

＊「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」へ掲載予定

令和5年度 養介護施設従事者等による虐待の発生要因（複数回答）

		件数	割合(%)
運営法人 (経営層) の課題	経営層の現場の実態の理解不足	513	45.7
	業務環境変化への対応取組が不十分	347	30.9
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	344	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	212	18.9
	不安定な経営状態	89	7.9
	その他	35	3.1
組織運営 上の課題	職員の指導管理体制が不十分	693	61.7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	675	60.1
	チームケア体制・連携体制が不十分	635	56.5
	職員研修の機会や体制が不十分	558	49.7
	職員が相談できる体制が不十分	519	46.2
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	464	41.3
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	454	40.4
	事故や苦情対応の体制が不十分	393	35.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	361	32.1
	介護方針の不適切さ	278	24.8
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	278	24.8
	その他	40	3.6

		件数	割合(%)
虐待を行った 職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	867	77.2
	職員のストレス・感情コントロール	763	67.9
	職員の倫理観・理念の欠如	750	66.8
	職員の性格や資質の問題	749	66.7
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	714	63.6
	職員の業務負担の大きさ	520	46.3
	待遇への不満	145	12.9
	その他	34	3.0
被虐待高齢 者の状況	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	597	53.2
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	595	53.0
	意思表示が困難	424	37.8
	職員に暴力・暴言を行う	228	20.3
	医療依存度が高い	86	7.7
	他の利用者とのトラブルが多い	85	7.6
	その他	71	6.3

(注1)都道府県が直接把握した事例を含む1,123件に対するもの。

「その他」には、「運営法人(経営層)の課題」では、通報等に係る対応不備、人材不足など、
「組織運営上の課題」では、人材不足、虐待防止・対応体制の不備など、
「虐待を行った職員の課題」では、職員の個人的要因、認識不足など、
「被虐待高齢者の状況」では、性格傾向、介護拒否、意思疎通困難などが含まれる。

(注2)「人材不足」については、「運営法人(経営層)の課題」カテゴリの「その他」35件中 4件、
「組織運営上の課題」カテゴリの「その他」40件中 8件で記述がみられた。

* 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料), p4.

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366830.pdf>)

今年度の調査結果の傾向分析

- 今年度の調査結果では、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合や再発事案の増加が確認された。
- 養介護施設従事者等による虐待判断件数が増加した要因は、適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したこと等が考えられる。
- また、被虐待者数でみると、入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等の経済的虐待の増加が確認されたが、前年度と比べ1件当たりの被虐待者が多い事案が多くあったためと考えられる。
- 施設種別ごとの虐待種別をみると、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、有料老人ホームでは適正な手続きを経ていない身体的拘束等や経済的虐待が増加していることが確認された。
- 養介護施設従事者等による虐待の「発生要因」としては、例年と同様に、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」「職員のストレス・感情コントロール」「職員の倫理観・理念の欠如」の順に多かった。

調査結果を受けた対応と今後の対応

（1）高齢者施設等の関係団体との連携強化

- 施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底及び周知に関する取組の実施について（要請）」（令和6年12月27日老高発1227第1号）を発出し、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施について協力を要請した。
 - ①令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について
 - －今年度から虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること（研修等の未実施は来年度から適用）
 - －今年度から訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
 - －今年度から短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること（1年間の経過措置期間あり）等
 - ②施設・事業所における適切な金銭管理等について、過去の通知を参考に取組を徹底すること

（2）調査研究の結果の公表等及び「高齢者虐待対応マニュアル」*の改訂

- 今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析を行っており、その結果を報告書としてとりまとめ、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定。
- さらに、年度内に自治体向けの「高齢者虐待対応マニュアル」*を改訂し、虐待対応におけるQ&Aの充実、研修等に活用できる資料を作成するとともに、昨年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を「高齢者虐待対応マニュアル」*別冊とするなど再構築を行い、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。

*「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月改訂）

（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html）

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、施設・事業所における高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。